

製造物責任法と 企業のリスクマネジメント

赤 堀 勝 彦

目 次

- I. は じ め に
- II. 製造物責任法の概要
 1. 製造物責任法の経緯と背景
 - (1) 製造物責任法制定までの経緯
 - (2) EC 指令との関係
 2. アメリカの製造物責任法理
 - (1) 厳格責任の採用
 - (2) 製造物責任にかかわる法的環境の特徴
 - (3) 製造物責任危機と改革
 3. わが国の製造物責任法の構成
 4. 製造物責任法の意義と課題
 - (1) 被害者の保護と国民経済の健全な発展
 - (2) 無過失責任の採用と損害賠償の範囲
 - (3) 開発危険の抗弁と設計指示の抗弁
- III. 企業の製造物責任リスクとリスクマネジメント
 1. 企業の製造物責任リスク
 - (1) 製造物責任リスクの特性
 - (2) 製造物責任クレームの動向
 2. 製造物責任リスクマネジメント
 - (1) 製造物責任リスクマネジメントの全体像
 - (2) PLP 対策

- (3) PLD 対策
 - 3. 生産物賠償責任保険の役割
 - (1) 生産物賠償責任保険の概要
 - (2) 生産物賠償責任保険の限界と課題
 - 4. 製造物責任をめぐる新たな動向
 - (1) 消費生活用製品安全法の改正・施行
 - (2) 消費者庁の創設
 - (3) 消費者重視・安全対策重視の最近の裁判例
- IV. お わ り に

1. は じ め に

1960年代半ば以降にアメリカで確立していった厳格責任の法理は、消費者保護を促進するものとして、ヨーロッパやアジアなど世界の各国に大きな影響を与えた。そして、1970年代半ば頃から EC (European Community: ヨーロッパ共同体) をはじめとする多くの国々で製造物責任法 (Product Liability Law, 「PL 法」と略称されることもある。) の制定問題が取り上げられるようになり、1980年代の半ば以降にヨーロッパで、そして1990年代半ばまでにブラジル、ロシア、フィリピン、オーストラリア、中国、ハンガリーなどで、製造物責任法が制定されていった。その背景には、現代の消費生活用品は、高度な科学技術を利用して大量生産された工業製品によって占められるようになったため、製品の欠陥が原因で消費者が被害を受けた場合に、既存の法制度では消費者が十分に被害の救済を受けられないという事情があったのである。

わが国でも事態は同様で、1950年代半ば以降、医薬品・食料品の欠陥¹⁾による深刻な危害の発生等を背景として、1972年から製造物責任研究

1) 例えば、医薬品副作用事故としては、サリドマイド事件、スモン病事件等が挙げられ、食品事故としては、森永砒素事件、カネミ油症事件、卵豆腐事件等が挙げられる。各々の概要については、後掲注 4), 5), 6), 7), 8) を参照。

製造物責任法と企業のリスクマネジメント

2) 会が初めて本格的な検討を始め、1975年に製造物責任法要綱試案³⁾を公表した。その後、様々な検討がなされ、製造物責任法は1994年7月1日に公布され、翌1995年7月1日より施行されることとなった。

このように、必要性が論議され始めてから20年以上の歳月を経て漸く成立した製造物責任法であるが、法施行後、消費者の製品安全に対する関心や損害賠償請求意識の高まりを受け、製造物責任クレーム件数は増加傾向にあり、クレームの内容も複雑化している。

また最近、製品事故が発生したにもかかわらず、企業が公表等を行わなかったことで被害が拡大し、社会問題となった事例が後を絶たない。製品事故が発生する度に、企業はこれにどのような対応をすべきか、難しい判断を迫られている。

さらに、製造物責任をめぐる新たな動向として、2006年11月の消費生活用製品安全法の改正（2007年5月施行）や2009年9月の消費者庁の創設などが挙げられる。消費生活用製品安全法の改正・施行により、企業は製品事故が発生した場合、事故報告等を含めより迅速な対応が求められることとなった。また、消費者庁が創設されると、企業はより消費者重視の施策が積極的になされることが求められる。

企業を取り巻くリスクは多様化、大型化する傾向にあるが、中でも経営に重大な影響を与え得る製造物責任リスクへの対策は、製品を製造・販売するすべての企業にとって不可欠のものである。

本稿は、製造物責任法のもとにおける企業の製造物責任リスクとリスクマネジメントについて、製造物責任リスクを対象とする生産物賠償責任保険も含めて考察することとしたい。

2) 製造物責任研究会は、1972年に我妻栄東京大学教授（法制審議会民法部会部会長）を代表として設置され、製造物責任法の本格的な検討が始められ、その検討結果が1975年9月に製造物責任法要綱案として公表された（当時の代表は四宮和夫新潟大学教授）。

3) 製造物責任研究会「製造物責任法要綱試案」ジュリ597号16頁（1975年）、私法38号71頁以下（1976年）参照。

II. 製造物責任法の概要

1. わが国の製造物責任法の経緯と背景

(1) 製造物責任法制定までの経緯

製造物責任とは、製造または販売された製品がその消費者、使用者またはその他の第三者の身体や財産に与えた被害について製造者、販売者等が負担する民事責任をいう。製造物責任法は、英米法の不法行為体系の一分野として発展してきたものであり、わが国の製造物責任法が制定されるまでに、製造物責任研究会、日本私法学会および弁護士会等において製造物責任制度の様々な議論および検討が行われた。

まず、1972年に設けられた製造物責任研究会は、森永砒素ミルク事⁴⁾件、サリドマイド事⁵⁾件、スモン病事⁶⁾件、カネミ油症事⁷⁾件、卵豆腐事⁸⁾件や、

4) 1955年、森永乳業が製造した乳児用粉ミルクによって生じた人災的砒素中毒事件で、原因は、同社徳島工場が粉乳の安定剤として混入した添加物・工業用の第二リン酸ソーダ中に不純物として砒素が含まれていたため、これを飲んだ乳児が砒素中毒にかかり、12,000人以上の被害患者が発生した事件である。その後、各地で被害者組織が結成され、刑事・民事訴訟が争われたが、1963年の刑事裁判第1審（徳島地判昭和38年10月25日判時356号7頁）でも森永側は無罪となった。しかし、これを破棄差戻しとした第2審（高松高判昭和41年3月31日判時447号31頁）を最高裁（最判昭和44年2月27日判時547号92頁）が支持したため、再び徳島地裁で審理され、1973年11月、徳島地裁は工場長を無罪としたが、製造課長を業務上過失致死罪にあたるとする有罪判決を下した（徳島地判昭和48年11月28日判時7頁）。結局、森永砒素ミルク事件は、刑事事件の判決は下されたが、民事事件については、厚生省が斡旋して被害者側と森永との間に和解が成立し、訴えが取り下げられた。なお、森永砒素ミルクの被害者は、森永との間に和解を締結するにあたって、個別の被害者ごとに賠償金を取得するという方法をとらず、「財団法人ひかり協会」を設立して、ここに森永から基本財産と毎年の運用費用を搬出させて、リハビリ・職業教育など恒久救済対策をとるという方法を選んだ（波多野二三彦「ADRによる被害児の生涯教育——森永砒素ミルク事件の教訓」判タ1031号22頁、森島昭夫「わが国における製品欠陥と救済制度」竹内昭夫編『わが国の製造物責任法——現

状と立法論——』104～105頁（有斐閣，1990年）。

- 5) 1958年にドイツで開発され、妊産婦にとって安全な睡眠薬とされたサリドマイド剤によって多数の障害児が出生したヨーロッパでは、ドイツ、イギリスなど各国において大きな社会問題となり、予期せざる災厄に対する製造販売業者の損害賠償責任が注目されるようになった。日本でも製造、販売されヨーロッパと同様の事件が発生した。これは、新規に開発された睡眠薬に催奇形性があり、これを飲んだ妊婦から、手足の欠損をはじめとする、医学的には「あざらし症」と呼ばれることもある先天性の被害が生じたのである。最初のサリドマイド訴訟は1963年に提起され、1965年には東京地裁に集団訴訟が提起されたが、1970年まで口頭弁論は開かれず、結局最初に訴訟提起されてから約10年後の1974年10月に和解が成立した。これまで経験したことのない新しいタイプの事件であったために、事実関係の整理や立証計画に手間取ったためである（PL判例研究会編（代表加藤雅信）『製造物責任判例集』104頁（新日本法規，1994年）、森島・前掲注4）11頁）。
- 6) スモン（SMON）は、下痢・腹痛等の腹部症状に始まり、下肢の知覚症状や歩行困難といった神経症状、失明などの視力障害を起こす疾患であり、整腸剤「キノホルム」、とりわけその大量投与を原因とするものであった（SMONは、subacute myelo-optico-neuropathy：亜急性脊髄視神経症の略称である）。スモンは、1955年頃から患者が散発し始め、1969年に年間発生数が最高に達したものであるが、当初その原因が不明であった。厚生省の調査班の調査によりその原因が解明された後、被害者は、キノホルムのメーカーである医薬品製造業者、国内輸入業者およびキノホルムの製造を承認した国を被告として損害賠償請求の訴えを各地法裁判所に提起した。まず、①金沢地裁の判決（金沢地判昭和53年3月1日判時879号26頁）を皮切りに、②東京地裁（東京地判昭和53年8月3日判時899号53頁）、③福岡地裁（福岡地判昭和53年11月14日判時910号36頁）、④広島地裁（広島地判昭和54年2月22日判時920号19頁）、⑤札幌地裁（札幌地判昭和54年5月10日判時950号47頁）、⑥京都地裁（京都地判昭和54年7月2日判時950号87頁）、⑦静岡地裁（静岡地判昭和54年7月19日判時950号199頁）、⑧大阪地裁（大阪地判昭和54年7月31日判時950号241頁）、⑨前橋地裁（前橋地判昭和54年8月21日判時950号305頁）の9地方裁判所で相次いで判決が下された。この中、最初の金沢地裁判決は、キノホルムとスモンとの因果関係を全面的には認めなかった点で特色があった。また、東京地裁判決は、国の責任を全面的には肯定しなかった。しかし、福岡地裁ほかの地裁は、被告の責任を全面的に認めた点で一致している。スモン訴訟は、当時とし

てはわが国裁判史上前例のない巨大訴訟となったが、規模のみならず、内容的にも、キノホルムとスモンの因果関係、医薬品被害についての国と製薬会社の責任等新たな論点を含んでおり、その意味からも注目を惹いた（川井健「判例の動向」竹内編・前掲注4）24頁。なお、スモン訴訟9判決の判決理由要旨については、吉戒修一「スモン訴訟9判決理由要旨一覧表」判タ399号156頁参照）。

- 7) カネミ油症事件（ライスオイル事件）は、1968年北九州市小倉にあるカネミ倉庫（以下「カネミ」という。）が製造販売した米ぬか油「カネミライスオイル」にPCB（ポリ塩化ビフェニール）が混入していたため、それを摂取した消費者に顔面などへの色素沈着や吹出物、手足のしびれ、頭痛などの症状が発生し、皮膚・神経・内臓等の障害を伴う全身性疾患が現れたという事件である。この事件は、食品公害事件として世間の注目を集めたが、カネミは中小企業で、被害者を全面的に救済する資力がなかったため、被害者は、カネミのほかに、合成化学物質カネクロールを製造・販売した鐘淵化学工業（以下「鐘化」という。）および国を相手として、損害賠償訴訟請求の訴えを提起した。福岡地裁（福岡地判昭和52年10月5日判時866号21頁）および福岡地裁小倉支部（福岡地小倉支判昭和53年3月10日判時881号17頁）がそうである。ほかに、刑事部判決があり、カネミの工場長の責任が認められた（福岡地小倉支判昭和53年3月24日判時885号17頁）。これら2つの民事判決は、PCBの腐蝕性により脱臭缶内部の食品に混入したという小さな孔（ピンホール）が空いて、そこからPCBが脱臭缶内部の食品に混入したという「ピンホール説」を前提としている。なお、以上の2判決のほか、これらの結論を同じくする3番目の判決が現れている（福岡地小倉支判昭和57年3月29日判時1037号14頁）。一連の裁判の進行中、米ぬか油へのPCB混入原因について種々議論があり、当初は「ピンホール説」が有力であったが、一連の裁判の最後の段階では、カネミの従業員が脱臭缶の修理をした際、誤ってカネクロール蛇管に孔を開け、そこからカネクロールが漏出したとする「工作ミス説」が有力となった。このことを背景に、一連の最初の6判決（上掲2判決のほかは、福岡地小倉支判昭和57年3月29日判時1037号14頁、福岡高判昭和59年3月16日判時1109号27頁（慰籍料請求控訴事件）、福岡高判昭和59年3月16日判時1109号44頁（損害賠償請求控訴事件）、福岡地小倉支判昭和60年2月13日判時1144号18頁の4判決である。）はいずれも鐘化の責任を認めたものの、最後の福岡高裁は、熱媒体用として閉鎖系内を循環させるだけの使用という条件化での食品製造会社に対するカネクロールの供給は、一応安全な用途への供給であり、熱媒体として使用するのに必要な最低限度の注意事項

欠陥車が社会的に問題になった時代を背景として設置されたものであるが、わが国における製造物責任の本格的な検討としては初めてのもので

も記載されているから、警告義務の違背があったとはいえないとして、鐘化の責任を否定する判決を下した（福岡高判昭和61年5月15日判時1191号28頁）。その後、最高裁で和解が成立し、鐘化と原告との間で鐘化がすでに支払った金銭の返還はしないが鐘化には責任がないということになった。このような解決に、長い歳月を要したのは、鐘化および国が徹底的に過失を争ったため、被害者側で詳細な過失の証明をしなければならなかったからである。このような事態を避けるためには、製造者の無過失責任を認めるPL法を立法化する必要があることを示した事件であるといえる（PL判例研究会編・前掲注5）2791頁、川井・前掲注6）39～46頁、長瀬二三男『製造物責任法の解説 三訂版』10頁（一橋出版・2005年）。

8) 卵豆腐事件は、1970年に大垣市を中心に発生した卵豆腐による食中毒事件である。この事件は、サルモネラ菌に汚染された卵豆腐によって生じた食中毒につき、製造業者に対しては不法行為責任、小売業者に対しては契約上の付随的注意義務違反の責任を認め、中間の卸売業者に対しては小売業者に対する契約上の責任について被害者の代位行使を認めた事件で、製造物責任問題に正面から取り組み、判断を示した判決（岐阜地大垣支判昭和48年12月27日判時725号19頁）として注目された。判決は、小売業者は買主の生命・身体・財産上の法益を侵害しないよう配慮すべき注意義務を負い、それに違反していないことを立証できない限り債務不履行責任を負うが、本件の小売業者には資力がないので、小売業者が卸売業者に対して有している損害賠償請求権を原告が代位行使することを認め、小売業者は賠償金を負担しなくてよいとした。また、卸売業者は、小売業者との売買契約において付随的注意義務を怠っており、小売業者に対する債務不履行責任が認められるので、小売業者が卸売業者に対して有する損害賠償請求権を原告は代位行使することができるとした。さらに、衛生的に取り扱われない液卵がサルモネラ菌に汚染されることは十分予測されることであるとして、製造業者が殺菌措置を怠った過失を推定し、製造業者の不法行為も認めた。

本件判決は、小売業者に資力がないことから、被害者と直接契約関係のない卸売業者に対する債務不履行責任の代位行使を認めた点と、製造業者の不法行為責任の立証に関して、製造業者に無過失の立証責任を負わせた点で注目を集めた（PL判例研究会編・前掲注5）2622頁、長瀬・前掲注7）8頁）。

あった。この研究会が1975年9月に公表した製造物責任法要綱試案では、「製造者は、製造物の欠陥により、生命、身体又は財産に損害を受けた自然人に対し、その損害を賠償する責に任ずる」(3条)⁹⁾として製造物責任を明記している。この要綱試案は、当時のアメリカの判例法のほか、ヨーロッパにおける製造物責任の導入の動き等を参考にしながら取りまとめられたものであったが、その後のわが国における各方面における製造物責任法の検討に大きな影響を与えることとなった。¹⁰⁾

その後、EC諸国において1985年7月に製造物責任に関するEC指令(「欠陥製造物の責任に関する加盟国の法律、規則および行政上の規定の調整のための1985年7月25日付け閣僚理事会指令」)¹¹⁾が採択され、EC諸国を含むヨーロッパ諸国において製造物責任法が立法化されるに従って、わが国においても製造物責任法の立法化に向けての関心が高まった。例えば、1989年5月には東京弁護士会消費者問題委員会が製造物責任法試案を公表し、1990年2月に公明党が製造物責任法案要綱を公表し、10月には日本私法学会民法部会において「製造物責任」についてのシンポジウム¹²⁾が行われ、「製造物責任立法への提言」¹³⁾がなされている。また、1991年に入ると、1月には東京弁護士会が製造物責任法試案を公表し、

9) 要綱試案3条は、無過失責任の原則に関する規定であるが、特徴的なことは、製造物責任によって保護される者を自然人に限定している点である。

10) この要綱試案は、公的な性格をもつものではなかったが、この分野の専門的な学者グループによる検討を重ねた結果できあがったものであり、その後の製造物責任立法の議論に大きな影響を与えることとなった。

11) 英文名は、以下のとおりである。

“COUNCIL DIRECTIVE of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products.”

12) 日本私法学会民法部会シンポジウム資料「製造物責任」NBL 456号6頁以下・457号36頁以下・458号36頁以下(1990年)参照。

13) 好美清光「製造物責任立法への提案」NBL 458号53頁以下(1990年)参照。

14) 東京弁護士会、製造物責任法試案を発表 NBL 467号4頁以下(1991年)

3月には日本弁護士連合会が製造物責任法要綱¹⁵⁾を公表し、10月には自由民主党の経済・物価問題調査会の製造物責任制度に関する小委員会が中間とりまとめ¹⁶⁾を公表し、さらに同月に、経済企画庁の第13次国民生活審議会が中間報告¹⁷⁾を公表し、日本社会党政政策審議会が製造物責任法制定に関する大綱¹⁸⁾を公表した。そして、1993年には製造物責任に関係する製品を所管する各省庁が製造物責任制度に関する審議、検討を行い、11月には、産業構造審議会総合製品安全部会が製造物責任を導入すべきである旨の報告¹⁹⁾をしたほか、厚生省（現厚生労働省）の中央薬事審議会²⁰⁾、農林水産省の食品の消費者被害防止・救済対策研究会等においても同様の報告が行われ、この報告を受けた第14次国民生活審議会消費者政策部会

参照。

- 15) 日弁連、「製造物責任法要綱」を发表 NBL 470号 4頁（1991年）。
- 16) 自由民主党経済・物価問題調査会「製造物責任制度に関する小委員会」中間とりまとめ NBL 483号34頁以下（1991年）参照。
- 17) 国民生活審議会消費者政策部会中間報告「総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」NBL 484号28頁以下（1991年）参照。この中間報告は、最後の「むすび」の中で、わが国での消費者被害の発生防止・被害救済のための諸努力を一応評価するが、さらに、実効を挙げているか検討して、各界の取組を充実強化していくことが重要であるとしている。その上で、現行の過失責任主義は、今日の社会においては、製品の欠陥に起因する消費者被害に係る紛争解決手段としては必ずしも適切ではない、とする製造物責任制度導入の肯定論を紹介する一方、同制度の必要性について共通認識がなお得られていないこと、代替手段が存在すること、濫用のおそれがあること等から、同制度導入を時期尚早とする見解も紹介している。結局、中間報告は、立法化の賛否両論を併記して結論を示さず、立法化を先送りする内容であった。
- 18) 日本社会党政政策審議会製造物責任問題特別委員会「製造物責任法制定に関する大綱」・前掲注17)43頁以下参照。
- 19) 産業構造審議会総合製品安全部会「事故防止及び被害者救済のための総合的な製品安全対策の在り方について」NBL 534号65頁以下（1993年）参照。
- 20) 中央薬事審議会・製造物責任制度等特別部会報告書・前掲注19)76頁以下参照。

表1 製造物責任にかかわ

ポイント	アメリカ (判例)	欧州共同体 (EC指令) (1985年7月)	製造物責任研究会 (我妻栄ほか) (1975年8月)	公明党 ※1 (1992年5月)	1990年私法学会 報告者グループ (好美清光ほか) (1990年10月)
1. 厳格責任を導入するか	厳格責任	厳格責任	厳格責任	厳格責任	厳格責任
2. 欠陥の判断基準をどうするか	不相当な危険 (消費者期待基準、 危険効用基準、標 準逸脱基準)	人が正当に期待し うべき安全性を欠 いていること (消費者期待基準)	不相当な危険 (基準について規 定なし)	消費者が合理的に 期待する安全性を 欠いていること (消費者期待基準)	人が正当に期待し うべき安全性を欠 いていること (消費者期待基準)
3. 欠陥の存在の推定を認めるか	原則として認めない	認めない	認める	認める	認める
4. 因果関係の推定を認めるか	原則として認めない	認めない	認める	認める	認める
5. 開発危険の抗弁を認めるか	一般に技術水準の 抗弁が認められて いる	原則として認める (認めないとする オプションあり)	認めない	認めない	認めない
6-1. 不動産は製造物に含まれるか	原則として含まれない	含まれない	含まれる	含まれない	含まれない
6-2. 未加工の第1次農産物は製造物に含まれるか	含まれる	原則として含まれない (含まれるとする オプションあり)	一応含まれるものとする	含まれる	含まれる
7. 販売者は製造者と同じ責任を負うか	負う	製造者が特定できない場合に限り、 負う	負う (ただし特別の抗 弁事由を認める)	製造者が特定できない場合に限り、 負う	製造者が特定できない場合に限り、 負う
8. 対人賠償責任額の上限を設定するか	設定しない	原則として設定しない (設定するという オプションあり)	設定しない	設定しない	設定しない
9. 附加金(懲罰的損害賠償金)を認めるか	原則として認める	認めない	認めない	認めない	認めない
10. 過失相殺を被害者の重過失に限定するか	原則として限定しない	限定しない	限定する	限定しない	限定する
11. 法定責任期間を設定するか	設定する州が22州ある (10年が多い)	設定する (10年)	設定しない	設定しない	設定する (原則として20年)
12. 開示制限を充実すべきか	開示制度あり	開示制度なし	規定なし	規定なし	規定なし

※1. 国会に提出されたがいずれも廃案になった。

※2. 欠陥の推定規定と因果関係の推定規定は、二重に適用されないものとする。

出所：三井俊紘＝猪尾和久『PLの知識』76～77頁（日本経済新聞社、1995年）。

製造物責任法と企業のリスクマネジメント

る各種の提案・試案の比較

社会党 ※1 (1992年 6月)	東京弁護士会 (1991年 1月)	日本弁護士連合会 (1991年 3月)	国民生活審議会 (1993年12月)	共産党 (1994年 4月)	製造物責任法 (1994年 7月)
厳格責任	厳格責任	厳格責任	厳格責任	厳格責任	厳格責任
消費者が正当に期待すべき安全性を欠いていること(消費者期待基準)	通常有すべき安全性を欠いていること(基準について規定なし)	消費者が正当に期待すべき安全性を欠いていること(消費者期待基準)	通常人が正当に期待できる安全性を欠いていること(但し判断の基準、要素は可能な限り明確化することが望ましい)	消費者が正当に期待すべき安全性を欠いていること	通常有すべき安全性を欠いていること(但し製造物の特性、使用形態、引き渡した時期、その他の事情を考慮)
認める ※2	認める	認める	認めない	認める	認めない
認める ※2	認める	認める	認めない	認める	認めない
認めない	認めない	認めない	認める	認めない	認める
含まれない	含まれる (未加工不動産を除く)	含まれる (未加工不動産を除く)	含まれない	含まれる	含まれない
含まれない	含まれる	含まれる	含まれない	含まれない	含まれない
製造者が特定できない場合に限り、負う	負う (ただし特別の抗弁事由を認める)	負う (ただし特別の抗弁事由を認める)	製造者が特定できない場合に限り、負う	製造者が特定できない場合に限り、負う	負わない
設定しない	設定しない	設定しない	設定しない	設定しない	設定しない
認めない	認める (損害金の2倍限度)	認める (損害金の2倍限度)	認めない	認めない	認めない
限定する	限定する	限定する	限定しない	限定する	限定しない
設定する (原則として20年)	設定しない	設定しない	設定する (10年)	設定する (20年。但し蓄積損害を除く)	設定する (10年。但し蓄積損害は損害発生時から起算)
規定なし	規定なし	規定あり	規定なし	規定あり	規定なし

(以下、「国生審報告」という。)は、12月に製造物責任を導入すべきである旨の最終報告²¹⁾を行った。

また、法制審議会でも1994年2月に、民法部会財産法小委員会報告「製造物責任制度について」(1993年12月)²²⁾の審議結果を了承している。

製造物責任に関係する各省庁が審議会等の報告等を公表したため、関係省庁の間で製造物責任法案の調整が行われるとともに、連立与党内に製造物責任法に関するプロジェクトが設置され、1994年4月10日にプロジェクトの報告が公表され²³⁾、関係省庁の間の調整も調ったことから、同月12日の閣議において製造物責任法案を国会に提出することが決定され、衆参両院商工委員会で審議し、それぞれ付帯決議がなされた後、1994年6月22日に国会を通過して成立した。成立した製造物責任法は、同年7月1日に公布されたので、附則1項により、1995年7月1日より施行された。

なお、参考までに製造物責任法、国民生活審議会報告、製造物責任研究会、日本私法学会等の各種の試案や法案などについて、その主な内容を比較した表(表1)を掲載しておくこととする。

21) 第14次国民生活審議会消費者政策部会報告「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」NBL 535号44頁以下(1993年)参照。

この最終報告では、①製造物責任制度をめぐる状況、②製品の欠陥に起因する消費者被害に係る民事責任ルールの在り方、③製造物責任制度導入の影響、④少額被害等に係る裁判外紛争、⑤製品事故に係る原因究明機関の在り方、⑥情報の収集・分析・提供等に係る制度の在り方、⑦既存の関連する制度等の在り方、⑧安全で安心できる社会をめざして、につき検討されているが、製造物責任法は、この報告での②を基本として制定されたものである(伊藤進「法制定の経過と意義」田中誠二監修『製造物責任法の研究』金融・商事判例960号7頁(1995年))。

22) 法制審議会民法部会財産法小委員会報告「製造物責任制度について」NBL 535号40頁以下(1993年)参照。

23) PL 法連立与党プロジェクト「製造物責任法に関する連立与党プロジェクトの検討結果について」NBL 543号66頁以下(1994年)参照。

(2) EC 指令との関係

EC 指令は、EC（現 EU）委員会が提案し閣僚理事会で議決・採決された後に加盟国に通知される命令で、これに従って加盟国は一定の期間内に国内法を制定または改正する義務を負うことになる。²⁴⁾ この EC 指令は、1960年代のドイツとイギリスにおけるサリドマイド事件を契機に、EC 指令前文に示されているような「最新技術による製造に内在する危険の公平な分配という、進歩しつつある技術化の現代に特有の問題は、製造者の無過失責任によってのみ適切に解決することができる²⁵⁾」という理念に基づいて作成されたものであるが、各国間で製造物責任に差があると、製品コストに差が生じて競争条件が不公平になり、EC 域内の市場統合の妨げになるため、加盟各国に立法化を義務づけたのである。²⁶⁾

24) この EC の「指令」(Directive) は、「規則」や「決定」と異なり、加盟国の国民に対して直接に強制力をもつものではない。しかし、そこで示された目標を達成すべく加盟国を拘束するものであり、本指令も、これを遵守するために必要な国内法の整備を、加盟国に義務づけている(19条)。そして、この国内法が施行されてはじめて、本指令の趣旨は実効性をもつことになる(好実清光「EC 指令と製造物責任」判タ673号18頁(1988年))。

25) 好実・前掲注24)20頁。

26) 当初は製造者の過失責任について、損害賠償を請求する被害者側に証明責任を課す国とそれを不要とする国があるなど EC 加盟各国の製造物責任の法規制にかなりの差異が見られたことから各国の法律を調和し、適切な消費者保護 (consumer protection) を図ることが求められていた (Hulsenk, R. and D. Campbell, *Product Liability: Prevention, Practice and Process in Europe and the United States*, Kluwer Law and Taxation Publishers, 1989, pp. 17-18.)。すなわち、EC 指令の成立の背景は、基本的には、製造物責任について、例えばフランスは、判例による契約法理の進展によって厳格責任に近い責任を課し、ドイツは、不法行為法の過失責任の法制のもとで証明責任を転換して被害者の負担を軽減し、他方、イタリアは、伝統的な過失責任によるなどというように、EC の共同体市場で各加盟国の法規制に差異があることは、各国の製造者の競争条件にひずみを生じさせ、自由な商品取引を阻害し、そして各国における被害者の保護の程度を異ならしめる、という不都合な認識に基づいていたということである(好実・前掲注24)17頁)。

この EC 指令は、前文と本文22条で構成されている。EC 指令の主な項目を挙げれば、①無過失責任の導入（1条）、②製造物の定義（2条）、③責任主体の範囲（3条）、④被害者の証明責任（4条）、⑤連帯責任（5条）、⑥欠陥の定義（6条）、⑦製造者の免責事由（7条）、⑧損害の定義（9条）、⑨出訴期限および法定責任期限（10条・11条）、⑩賠償責任限度額の設定（16条）である²⁷⁾。

また、EC 指令の目的は単に消費者保護だけにとどまらず、加盟各国の法律を調和する (harmonize) ことによって各国の競争条件を平準化させ、EC 域内での製品の自由な流通を保証することにあった。したがって、その内容は消費者と企業の双方に配慮したバランスのとれたものとされている。このため、EC 指令は、製品の国際的な流通が拡大し、消費者保護の考え方が普遍化した時代を反映して、EC 加盟国以外のヨーロッパ諸国、オーストラリア、フィリピン等の諸国にも大きな影響を与え、わが国でも製造物責任法の制定に当たっては EC 指令を参考にしたのである²⁸⁾。

2. アメリカの製造物責任法理

製造物責任制度は、アメリカ、ヨーロッパ諸国のほか、ブラジル、フィリピン、オーストラリア、中国、台湾、韓国等の各国においても採用

27) なお、そのうち、製造物の定義（2条）における第一次農産物と狩猟物、製造者の免責事由（7条）における開発危険の抗弁および賠償責任限度額の設定（16条）は、EC 指令で強制せず、その採用の可否は加盟国の裁量に任せる（いわゆるオプション条項とする）ということになっている。

28) 益田純『詳解 製造物責任法』84頁（商事法務研究会、1997年）。

29) アジア諸国の最近の動向として、タイにおいて製造物責任法（タイでは、「安全性欠如物品責任法」（Unsafe Goods Liability Act）と呼称。）が²⁰⁰⁸年12月の議会で可決され、国王の承認により2009年2月20日に公布された。先進諸国と同様の厳格責任法理を採用し、条文全体（全16条）を通じ指示警告欠陥への言及が多く、強調されていることや懲罰的損害賠償を認めること（ただし、一定の制限を設けている。）などの特徴を有している（岸

されている。これらの諸国のうち、アメリカは最初に製造物責任を認めた国であり、判例法によって製造物責任が認められているが、その他の諸国においては立法化が行われている。わが国の製造物責任法を考察するに当たって、ヨーロッパや日本など世界の各国に影響を与えたアメリカの製造物責任法理の特徴等について以下に若干コメントすることとしたい。

(1) 厳格責任の採用

アメリカ私法の一般法は裁判所が下す判例の積み重ねである判例法 (common law) である。アメリカにおける制定法は判例法に対する特別法という位置づけとなり、制定法主義を採用している日本やヨーロッパ諸国とは大きくその制度が異なっている。したがって、アメリカの製造物責任制度も、判例法を基礎としながら、消費者運動の高まり等を背景に、判例を積み重ねる形で発展してきた。

アメリカにおける19世紀末頃までの法理は、不法行為責任を過失に限定する方向で進められていたが、大量生産時代の到来とともに、消費者保護の観点に立ち、過失を前提としない保証責任や厳格責任の法理が認められるに至った。また、アメリカにおける製造物責任の訴訟原因は、この3種すなわち、過失責任 (negligence)、保証責任 (warranty) および不法行為上の厳格責任 (strict liability in tort) に分類することができる。

厳格責任と過失責任の違いは、例えば、警告上の欠陥 (failure to warn) についての損害賠償の訴訟にみられる。厳格責任の場合は、製

本明人「タイの製品安全に関わる賠償責任——新製造物責任法が制定されて——」*RMFOCUS* 28号15頁 (三井住友海上火災保険株式会社=株式会社インターリスク総研, 2009年)。

30) Prosser, W. L., *Handbook of the Law of Torts*, West Publishing Co., 1941, p. 426.

造者が製品の危険性を知っていたことを原告が証明する必要はなく、立証責任は被告にある。一方、過失責任の場合は、製造者が製品に伴う危険性を消費者に誤って警告しなかったことを立証するためには、原告は、製品の危険性を知っていたこと、または知っているべきことであったこと、さらに、その製品の消費者に対してそのような危険性を適切に警告しなかったことを立証しなければならない³¹⁾。また、厳格責任と保証責任は実際の裁判においてほとんど差異は無い。厳格責任において、損害を被った原告が損害賠償を受けるためには、製品が製造場所を離れたときに欠陥が存在していたことと、その欠陥製品が原告の被害と相当因果関係 (proximate cause) があることを立証する必要がある。一方、保証責任の訴訟について、原告は製品が製造場所を離れたときに商品性 (merchantable quality) がなかったことと、そのことが原告の被害と相当因果原因があることを立証する必要があるとしている³²⁾。なお、保証責任は、契約責任であるが、売主 (製造者) が目的物の品質に関し保証しているという考え方に基づく。1960年代に従来の判例を整理して統一商法典 (Uniform Commercial Code) が採用され、この中に売主の補償義務として明示の保証 (express warranty) と黙示の保証 (implied war-³³⁾

31) Ross, K. and B. Wrubel, *Product Liability 1989: Warnings, Instructions, and Recalls*, Practising Law Institute, 1989, p. 13.

32) Reardon, R. L. and G. M. Newcombe, *Products Liability in the United States: A Practical Guide for Japanese Companies*, 1992 (平野晋監修, 今関辰夫=飯泉恵美子訳『アメリカのPL法』23頁 (商事法務研究会, 1997年)。

33) Rheingold, P. D. and S. L. Birnbaum, *Product Liability: Law, Practice, Science*, 2nd ed., Practising Law Institute, 1975, p. 2.

34) 明示の保証は、売主の明示的な約束や言明に基づくものであるが、現在では広告やラベルで明示的な言明がなされれば契約関係にない消費者もこの明示の保証に基づく責任追及が認められる。明示の保証の存在が立証できたら、原告は次に、その保証を信頼していたことと、保証で表示されていたとおりに製品が機能しなかったことを立証しなければならないとした判例としては、1965年カリフォルニア州の *Seely v. White Motor Co.* 事件がある。これは、原告が購入したトラックは欠陥車で、修理したが直らず、

35) warranty) が規定された。

こうした各法理論は、それぞれの判例の発展過程を経て形成されてきたものであるが、現実の訴訟においてはこれら各法理論が並立し、相互に競合して適用されるのが通常である。その中で、製造物責任法理の中核をなすものは、不法行為上の厳格責任の理論である³⁶⁾。この理論は、上述のとおり、①製品に不合理に危険な欠陥があり、それが製造者の手元を離れた当時から存在していたこと（欠陥の存在）、②その欠陥が原因

その結果、原告に財産的損害を与えるに至った。原告が署名したトラックの注文書（purchase order）には、自動車メーカーの保証が記載されていた。原告は、この保証に従って何度もトラックを修理しようとしたことを示して、明示の保証に対する信頼を立証した。さらに、トラックが保証どおりに機能しなかったことを証明して、自動車メーカーによる明示の保証違反（breach of express warranty）を立証したのである（Reardon and Newcombe, 平野監修, 今関＝飯泉訳, 前掲注32)26頁）。

35) 黙示の保証は、商品売買では明示的な言明が売主によってなされなくても商品が通常ないし特定の目的に適合すること（fitness）を売主が黙示的に保証しているという考え方に基づくものである。伝統的に要求されていた契約当事者関係の存在の要件を撤廃した代表的な判例は、1960年のニュージャージー州の Henningsen v. Bloomfield Motors, Inc. 事件である。ニュージャージー州最高裁は、瑕疵ある自動車についてのケースで、黙示の保証の場合には一般的に契約関係を要しないとして製造物責任訴訟を認めただけでなく、不明瞭性を理由に契約上の免責文言を無効としている（Phillips, J. J., *Products Liability in a nutshell*, 3rd ed., 1988（内藤篤訳『アメリカ製造物責任法』40～41頁, 115頁（木鐸社, 1992年））。

36) 厳格責任が消費者にとって最も有利なように思われるが、必ずしもそうではなく、過失責任が認められると陪審の損害賠償額の裁定が大きくなるし、保証責任の追及は出訴期間が長く経済損失も請求できる点では有利なため、実務的には3つの責任が併用されている（小林秀之『新版・PI訴訟』12頁（弘文堂, 1995年））。

37) 厳格責任は、保証違反における消費者にとって不利な制約（免責約款、違反の通知義務、救済方法など）をのがれ、不法行為責任として純化させたものであり、1960年代中期におけるこの法理の確立とリストイメントによる採用が現代アメリカ製造物責任法の出発点をなしている（松本恒雄「アメリカにおける製造物責任」判タ673号87頁（1988年））といえる。

で損害が発生したこと（因果関係の存在）の2点を被害者側が立証した場合、製品の製造者・販売者は過失の有無にかかわらず責任を負うというものである。この法理を採用する根拠は、以下の3点にまとめることができる³⁸⁾。

- ①製造者に厳しい責任を課すことによって、製造者がより安全な製品を作るように注意するようになり、結果として、欠陥製品の削減や製品の安全性向上に役立つこと（欠陥抑止効果）
- ②賠償金等を負担したとしても製造者等は、製品価格にそれを転嫁することや保険を利用することによってその負担を薄く広く消費者全体に分散させることができること（損失分散効果）
- ③製造者等の責任追求を容易にすることで被害者が救済されるので、欠陥製品の危険から自らを守ることに無力な消費者の保護が促進されること（保護促進効果）

厳格責任法理を採用する根拠は以上述べたとおりであるが、厳格責任で先例となったのは1963年のカリフォルニア州最高裁のグリーンマン事件（Greenman v. Yuba Power Products, Inc. (1963)³⁹⁾）であり、この判決

38) 小林秀之責任編集・東京海上研究所編『新製造物責任法体系Ⅰ』〔海外編〕8頁（弘文堂、1998年）（三井俊紘筆）。

39) グリーンマン事件とは、原告が妻からクリスマスプレゼントとして贈られた電動大工道具を使用中にはねた木片で頭に重傷を負った事例であり、原告は、過失責任と保証責任を訴因として小売業者と製造者を訴えたものである。保証責任を主張するためには合理的な期間内に通知がなされていなければならないが、通知はなされていなかった。通知がなされていない以上、保証責任を認めることはできないが、それを根拠に訴えを退けたのでは、ほとんど法律を知らない一般消費者を保護することはできなくなると判断した裁判所は、欠陥製品を市場に出した製造者は、その結果生じた被害について、過失の有無にかかわらず責任を負うべきであるとして、製造者の責任を認めた（小売業者には責任がないとされた）。本判例は通知要件について「損害を受けた消費者が、自分が取引したことのない製造者を相手に起こす訴訟において、通知要件を要求することは適当ではない。販売の直接の当事者間では、通知要件は売手を不当に遅い損害賠償請求か

によって、過失の有無、契約関係の有無にかかわらず、製品の製造業者等が製品の欠陥による被害者に対して不法行為上の厳格責任を負うとする製造物責任の法理が判例上誕生したわけである。⁴⁰⁾その後、厳格責任の法理は、1965年にアメリカ法律協会（ALI：American Law Institute）により、第2次リステイトメント（Restatement 2d. of Torts）402A条⁴¹⁾と

ら保護する、という正当な商業上のルールである。しかし、これが身体上の損害に当てはめられ、遠く隔たった売手にも適用されることになると、不注意な者にとっての落とし穴となる。損害を受けた消費者が、このルールを正当化するような商業上の慣習に親しんでいることは殆どないといってよい。」と述べている（Phillips, 内藤訳・前掲注35）131～132頁）。結局、カリフォルニア州最高裁は、欠陥ある製品を市場の流通に置いた結果被害が生じた場合には製造者は責任を負うべきであると判示した。なお、同判例では、詳細な分析や理由づけはなされておらず、欠陥の意義・種類やその実質的根拠については、それ以後の学説・判例の展開に委ねられた（小林・前掲注36）12頁）。

40) 1960年代の初めまでは、過失責任と保証責任のみが製造物責任で認められた法理であったが、1963年のグリーマン事件の判決により厳格責任が追加された（Hulsenk, R. and D. Campbell, op.cit., p. 3）。

41) リステイトメントとは、アメリカ法律協会が法律の各分野における第一人者に依頼して、過去に出された判例を主要な法律の分野ごとに整理して、それを条文の形に記述し、それに注釈と例を付けて編纂したものである。この厳格責任の法理は、カリフォルニア大学のウィリアム・L・プロッサー（William L. Prosser）教授が起草した第2次不法行為法リステイトメントに、402A条という形で採用されたものである。このリステイトメント自体は法律ではないので法的拘束力はないが、裁判官等がこれを参考にして判決を下すことも多いので、高い権威が認められている（三井俊紘＝猪尾和久『PLの知識』30頁（日本経済新聞社、1995年）。

このリステイトメントは、わが国の製造物責任法と比較した場合の特徴として、①製造物責任の責任主体を販売業者一般としており、製造業者・輸入業者を責任主体の中心とする製造物責任法とは責任主体の範囲が異なること、②製造物の欠陥を不相当な危険性を要素としており、通常有すべき安全性の欠如を欠陥とする製造物責任法と若干異なること、③製造物責任の対象となる製造物が製造物責任法の「製造又は加工された動産」のように限定されていないこと等を指摘することができる。開発危険の抗弁、部品・原材料の製造業者の設計指示の抗弁はアメリカにおいてはみられない

して採用され、判例上確立された。

(2) 製造物責任にかかわる法的環境の特徴

また裁判制度等を含めた法的環境については、アメリカは独自の内容になっている。現在、容易に訴訟という手段に訴えることができるアメリカの法的環境が、厳格責任の誕生に大きな役割を果たしたことは否めない。わが国と比較したアメリカの法的環境の特徴を以下に挙げる⁴²⁾こととする。

①アメリカにおける弁護士数がわが国等と比較すると相当に多く⁴³⁾、ア

い抗弁であるし、期間の制限等の点については、各州の判例法等によって異なった取扱いがされている(益田・前掲注28)77頁)。その後、第2次リステイトメント402A条に示された製造物責任法理(厳格責任)は、全米のほとんどの州において基本ルールとして採用されるに至ったが、編纂から30年を超える期間が経過する中で、各州裁判所の下す判例はさらに多様化してきたため、アメリカ法律協会は1992年に新たな改定(第3次リステイトメント)に着手した。改定作業は、コーネル大学法科大学院のジェームズ・A・ヘンダーソン、ジュニア(James A. Henderson Jr.)教授とブルックリン大学法科大学院のアーロン・D・トゥワースキー(Aaron D. Twerski)教授を中心に進められ、1993年4月に第一次草案が起草されて以来審議が重ねられた結果、1997年5月に開催されたアメリカ法律協会年次総会において第3次不法行為法リステイトメント(製造物責任)(RE-STATEMENT OF THE LAW, Third, TORTS: PRODUCTS LIABILITY)の最終提案が承認された。第3次リステイトメントにおける最も特徴的な改訂点は、欠陥の3類型(製造上の欠陥、設計上の欠陥、取扱説明・警告上の欠陥)が定義され、製造上の欠陥については厳格責任が認められるものの、設計上の欠陥および取扱説明・警告上の欠陥を問うに当たっては、原告は過失責任に近い立証を行う必要がある旨規定された(小林責任編他・前掲注38)276頁以下(Ross, K. and H. Bowbeer 筆)参照、平野晋『アメリカ製造物責任法の新展開——無過失責任の死——』297頁以下(成文堂、1995年)参照)。

42) 益田・前掲注28)79頁。

43) アメリカにおける弁護士数は約106万人(小松亀一法律事務所「日米弁護士比較数において」<http://www.trkm.co.jp/sonota/05082301.html> (2005.

- アメリカがいわゆる訴訟社会を形成していると指摘されていること
- ②製造物責任訴訟については陪審（jury）裁判が選⁴⁴⁾択されることが多く、陪審裁判においては認容される損害賠償の額が巨額になる可能性があること
- ③損害賠償としてわが国では認められていない懲罰的損害賠償（punitive damages⁴⁵⁾）が認められ、この損害賠償が賠償額を巨額にして

8. 23) の調べによる) であるのに対し、わが国の弁護士数は約3万人(2009年6月現在の弁護士数26,944人(日本弁護士連合会の調べによる)であることから、アメリカの弁護士数とわが国の弁護士数を単純に比較してもアメリカの弁護士数がわが国の約35倍に達している。

- 44) アメリカでは、民事訴訟においても陪審裁判で行われるのが原則で、賠償額の決定も含めて事実問題は陪審員が決める。しかし、一般市民から構成されるこの陪審員は情に流されて判断を下しやすく、負傷した悲惨な原告の姿を法廷で見せつけられると、論理的には被告である製造業者が無責であるような場合にも被告に責任を負わせてしまうことや、妥当な賠償額を大幅に超えるような賠償金を認める評決を下すなど根拠のない訴訟が数多く提起されるという事態を招いている(平野・前掲注41)199頁)。
- 45) 懲罰的損害賠償は、被告側に悪意などの懲罰に値するような不当な行為があった場合に陪審が裁量で現実の損害とは別に支払いを命じることができるものである。懲罰賠償の目的として一般に挙げられるのは、主に、加害者への制裁・処罰および将来の類似行為の再発抑止の2点であり、刑事法による処罰と目的を同じくしているが、あくまで私法上の損害賠償として扱われる(山口正久「米国の製造物責任訴訟と懲罰的損害賠償(上)」NBL 281号13頁(1983年))。懲罰的損害賠償を課するか否か、課するとしたらその金額はどれだけかの決定は、すべて陪審員に委ねられているので、予測が困難なうえ、膨大な金額の支払いが命じられることがある。代表的な例としては、フォード社が被告であって同社のサブ・コンパクトカーのピントの製造物責任をめぐるフォード・ピント事件(Grimshaw v. Ford Motor Co. (1981))では、一件の事件で現実⁴⁵⁾に生じた損害の賠償金350万ドルのほか懲罰的損害賠償1億2,500万ドルを命ずる評決が陪審によって下された(ただし、判事の手により大幅に減額され、最終的に懲罰的損害賠償350万ドルの判決が下された。控訴審も原判決を認容)(Tarnoff, S., "Punitive damages", *Business Insurance*, February 14, 1983, p. 37)。この懲罰的損害賠償が、製造物責任の高額な損害賠償を生み出し、製造物責任の

いること⁴⁶⁾

- ④弁護士⁴⁷⁾の報酬制度がかなり徹底した成功報酬制度 (contingent fee arrangement) を採用しており、製造物責任訴訟の増加を促進する要因になっていること
- ⑤訴訟を提起するための費用 (filing fees) が訴額に関係なく低額⁴⁸⁾であり、訴訟を提起しやすくなっていること
- ⑥わが国と比較して、労災補償給付制度 (workers' compensation)、自動車賠償責任制度や医療保険制度等が不十分⁴⁹⁾であるため、社会的

行き過ぎともいえる現象の原因になったといえる。

- 46) 例えば、A. H. Robins 社では、その生産にかかわる避妊器具 (intrauterine device) Dalkon Shield に関する製造物責任訴訟1,600件以上をかかえ、同社の純資産 (net worth) が2億8,000万ドルに対し、原告の懲罰賠償の合計請求額が実に23億ドル以上にもなっているということである (Tarnoff, Ibid., p. 37)。
- 47) アメリカでは製造物責任事故等の被害者が、勝訴した場合に限って獲得した損害賠償金の一定割合 (通常3分の1かそれ以上で、懲罰賠償についてはしばしば40%も弁護士に支払うこともある) を弁護士報酬として支払うという趣旨の契約を結んで、弁護士に賠償請求訴訟を依頼することができる。成功報酬制度のメリットは、敗訴しても賠償金を取れなかった場合には弁護士費用を全く支払う必要がないので、資力に乏しい被害者でも気軽にリーガル・サービスを受けることができ、富裕な被告を訴えて賠償金を得ることができる点にある。したがって、この制度と、原告は敗訴しても被告側の弁護士費用を負担しなくてもよいというアメリカン・ルールにより、アメリカはいわば「訴え得」な訴訟社会になっている (平野・前掲注41)197頁)。
- 48) アメリカでの訴訟提起費用は、訴額にかかわらず低く、30ドルから100ドルくらいであり、弁護士費用も成功報酬制度が広く利用されているので、着手金などは払わなくてよい場合が多いということである (平野・前掲注41)193~194頁)。
- 49) 労災事故の場合、わが国と同様、被害者たる被用者は雇用者の過失を要件とせず労災補償給付が受けられるが、アメリカにおいては給付額には慰謝料が含まれていないことから、通常の不法行為の賠償額に比べるとかなり低額であること、および雇用者に対しては労災補償を超える賠償請求はできないことにより、被用者は労災事故の原因となった産業機械等のメー

補償の代替手段として製造物責任訴訟によって被害の救済を図らざるを得ない事情があること

以上、アメリカの法的環境の特徴の主な点を挙げたが⁵⁰⁾、上記以外にも、被害者代表が起こせるクラス・アクション (class action)、正式事実審理 (trial) の前にその準備のため、訴訟当事者間の事件に関する情報や証拠⁵¹⁾の収集を広範に認める証拠開示制度 (discovery)、連帯責任法理

カーや販売業者に製造物責任訴訟を起こすことが一般化している。また、多くの州では自動車保険としてノーフォルト（無過失）のファースト・パーティ保険（被害者が自己の契約をしている保険会社から給付を受ける）が義務づけられているが、付保強制額は低い。加害者が十分な額で任意の損害賠償責任保険に加入しなかった場合には、被害者としては加害者または自己の乗車していた自動車のメーカーを相手に製造物責任訴訟を追及することが多い。また、航空機事故の場合も、国際線ではモントリオール協定等により賠償額が制限されているので、航空機のメーカーの製造物責任が問題とされることが多い（松本・前掲注37）88～89頁）。

50) クラス・アクションは、多数の人々がかかわる状況で法的な権利を主張するためにそのうちの一人または複数の者が他の人々を代表して訴訟を提起することを認めるものであり、一人ひとりの請求としてみるときは訴訟が引き合わず有効に保護されえないような少額請求の実現を可能なものとし、また共通の利益が問題となる複数の事件を審理することにより裁判所および当事者にとって効率的で経済的な手続を提供するものである（小林秀之＝原強＝伊藤茂幸「アメリカにおける製造物責任訴訟の手続上の諸問題」判タ673号128頁（1988年））。なお、わが国でも1998年1月より改正民事訴訟法が施行され、原告あるいは被告に多数の当事者が関係する場合に、集団を形成して一部の代表者に訴訟の進行を委ねる選定当事者制度が拡充されたが、クラス・アクションの場合には、その訴訟の利益を享受したい者は集団（クラス）の代表者（原告）に対して個別に授権する必要はない。この点で選定者が選定当事者に対して授権を必要とするわが国の選定当事者制度とは異なっている（三井俊紘＝相澤英生『PLの実際』110頁（日本経済新聞社、1998年））。

51) アメリカの民事訴訟には、ディスカバリーと呼ばれる証拠開示制度があり、訴訟の当事者の一方が相手方または第三者の手持ちの資料を立証のため利用することができる。ディスカバリーには、文書・物の提出、精神・身体⁵¹⁾の検査など多種多様な手段があるため、製造物責任訴訟においても、

(joint and several liability)⁵²⁾ や資力のある者に賠償させるべきであるというディープ・ポケット理論 (deep pocket theory) など多くの特徴を挙げることができる。

(3) 製造物責任危機と改革

以上述べたような事情があるため、1970年代に入ると、製造業者の製

被害者は製造者側から入手した証拠によって製造物責任の要件のほとんどを立証することが可能となっている。しかし、非常識あるいは不必要と思われる質問や文書提出要求がなされたり、何人もの担当社員が次々と証人尋問を受けたりすることがあって、被告となった企業はその対応に膨大な時間と経費を費やさざるをえなくなり、裁判で争うことを断念して和解に持ち込むことも多いといわれる (長瀬・前掲注7)82頁)。このような、ディスクバリーの濫用や肥大化を是正するために、1980年と83年に連邦民訴規則改正がなされ、1993年には濫用防止とともに自発的に手持ち証拠を呈示しあう当事者間の開示手続 (disclosure) によりディスクバリー手続をスリム化する改正がなされた (小林責任編他・前掲注38)111頁 (小林筆)。

52) 同一の損害に対し、責任を負担する者が複数存在する場合には、その複数の責任者は、被害者に対して連帯責任を負うとされている。すなわち、被害者に対して共同 (joint) で責任を負うと同時に、個別 (several) にも責任を負うことになるのであり、被害者は全賠償額の支払いをすべての責任者に求めることも、一部の責任者に求めることも可能となる。このため特に高額な賠償額を求める場合には、例え責任割合が低くとも、連帯責任の理論を用いて賠償資力を十分有する責任者を狙って賠償請求する方が効率的であるという考え方が出てくる。この考え方は、大企業や十分な賠償責任保険を付けている企業等、資力の十分な者をねらうことになるから、ディープ・ポケット理論と呼ばれている。

例えば、自動車事故で、運転手のミスと道路の瑕疵と自動車の欠陥が競合したような場合、たとえ道路を管理する公共団体や自動車メーカーの過失の程度が運転手の過失に比べてはるかに低い場合であっても、前二者のような資力の大きい (deep pocket) 者を被告として訴えを提起する方が被害者には有利である (松本・前掲注37)95頁)。この理論により、大企業はわずかな責任割合であっても訴訟に巻き込まれるのみならず、賠償金を支払ったあと、責任割合の大きい者に求償しても、その者に資力がなければ支払った賠償金を回収できないという深刻な事態が考えられる。

製造物責任を追及する訴訟が急増した。その結果、1970年代半ばには、製造物責任をはじめとする賠償責任保険の成績悪化に追い込まれた保険会社が、製造物責任の保険引受拒絶や大幅な保険料の引上げを行ったため、製造物責任危機ないし保険危機と呼ばれる大きな社会的混乱が生じた。事態を重く見た連邦政府は1976年4月商務省（Department of Commerce）を中心とした「製造物責任問題に関する連邦省庁合同調査委員会（Federal Interagency Task Force on Product Liability）」を設置し、調査を開始した。そして、同委員会は1977年に調査報告書をまとめた。商務省は、この報告書をもとに1979年に「模範統一製造物責任法」（Model Uniform Product Liability Act）⁵³⁾を発表し、各州での採用を求めたが、内容の一部をコネティカット州、アイダホ州、ワシントン州およびカンザス州の4州が採用したに止まり、試みは失敗に終わった。モデル法が失敗した原因は、法律の採用を各州の任意に任せた点にあった。さらに、1980年代半ばには、製造物責任の賠償金の高騰などから保険会社の収益が再び悪化して、保険会社は高額な保険料を要求することや保険の引受けを拒否したため、第2次製造物責任危機が発生した。企業は、保険料の高騰や保険の引受拒否により、リスクのある分野からの撤退を余儀なくされ、それがアメリカの企業の国際競争力を減退させる要因になったともいわれる。そのため、モデルとしてではなく法的拘束力をもつ連邦法として、製造物責任を改革する法案が繰り返し連邦議会に提案されたが、強力な反対運動等もあって不成立に終わった。⁵⁴⁾

53) 模範統一製造物責任法による製造物責任改革を商務省が提案したのは、アメリカでは不法行為は伝統的に州法の管轄領域であり、連邦法によって製造物責任を規制することは州際通商（interstate commerce）として可能とも考えられたが、州際の反発も十分予想されたためである。模範統一製造物責任法は、製造上の欠陥については標準逸脱基準による厳格責任を維持しつつも、製造上の欠陥や警告上の欠陥については製造時の技術水準による危険効用分析により判断されるとして過失にかなり接近した立場になっていた（同法104条・107条）（小林責任編他・前掲注38）91頁）（小林筆）。

このように連邦レベルでの不法行為法制度改革はその成果を挙げることはできなかつたため、改革の推進は州に移り、多くの州で立法による不法行為訴訟改革（Tort Reform）が行われてきた。現在も不法行為訴訟改革の動きは継続しており、今後さらに不法行為法リステイトメント改訂への動きが進む可能性がある⁵⁵⁾。

3. わが国の製造物責任法の構成

前述したとおり、ヨーロッパ諸国の製造物責任制度は、EC加盟国以外の諸国においてもEC指令とほぼ同じ内容の製造物責任制度を導入しているし、ヨーロッパ諸国以外の諸国においてもEC指令の内容に沿った製造物責任制度を導入している。このように製造物責任制度は、製品の国際的な流通の実情を背景にして、製品事故の被害者の救済制度として国際的な潮流になっているが、わが国の製造物責任法もこのような潮流に沿った内容になっている⁵⁶⁾。

以上述べたような背景をもって制定された製造物責任法は、対象となる製造物を特定しない包括的な法律である。本法の条文は、6条1附則

54) 連邦法が制定できなかった大きな理由の一つは、消費者団体や弁護士団体などが連邦法の制定に反対したこともあるが、それ以外にも、アメリカでは伝統的に製造物責任などの民事事件は原則として州の裁判権に属しているため、州の独立を守り連邦の介入を極力排除するというアメリカの建国以来の国民感情がその背景にある（三井＝猪尾・前掲注41）53頁）ということである。その後、1995年3月共和党が下院に、弁護士責任法案、証券訴訟改革法案、製造物責任制度改革法案を提出し、下院本会議を通過した。さらに上院は下院法案を修正して5月の本会議で、製造物責任制度改革法案を可決した。この結果、両院協議を経て一本化された法案が1996年になってホワイトハウスに送付されたが、大統領選挙を控えたクリントン大統領（当時）は、消費者の不利益になるとの理由で拒否権を発動し、製造物責任制度改革案は成立には至らなかった。

55) 内閣府国民生活局「製造物責任法の運用状況等に関する実態調査報告書」110頁（2006年7月）。

56) 益田・前掲注28）67～68頁。

製造物責任法と企業のリスクマネジメント

のみの極めて簡潔な体裁になっているが、その理由は、民法を含むわが国の法体系との調和に配慮したためであるといわれている。すなわち、わが国の民法ではあまり細かい規定が条文に置かれていないため、具体的な法律の適用に当たっては、裁判官に条文の解釈を委ねている部分が大きくなっており、民法の特別法である製造物責任法も、極力この考えに沿って制定されたからである。

なお参考として、製造物責任法の条文を（表2）に掲載することとする。

表2 製造物責任法（条文）

<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。</p> <p>2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。</p> <p>3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）</p> <p>二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者</p> <p>三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者</p> <p>(製造物責任)</p> <p>第3条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第3項第2号若しくは第3号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。</p> <p>(免責事由)</p>
--

第4条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

- 一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。
- 二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

(期間の制限)

第5条 第3条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から3年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年を経過したときも、同様とする。

- 2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

(民法の適用)

第6条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治29年法律第89号)の規定による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、この法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

- 2 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「及び船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和50年法律第94号)」を「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和50年法律第94号)及び製造物責任法(平成6年法律第85号)」に改める。

4. 製造物責任法の意義と課題

(1) 被害者の保護と国民経済の健全な発展

製造物責任法1条は、製造物の欠陥によって損害が発生した場合に被害者の保護を図ることが、本法の目的であると規定している。製造物の欠陥によって損害を受ける被害者として、第一に考えられることは、当該製造物を自分自身のために直接使用・消費する消費者である。しかし、それに限定されているわけではないので、欠陥車の暴走事故に巻き込ま

れて損害を受けた歩行者のように、製造物を直接に使用・消費していない第三者も、ここでいう被害者に含まれる。また、自然人に限定されているわけでもないので、法人も被害者に含まれることになる。すなわち、わが国の製造物責任法が、消費者保護という目的を超えて、欠陥製品事故一般に関する民事責任特別法としての性格をもっていることに特徴があるといえるが、⁵⁷⁾ 厳しい批判もある。

また、1条は被害者の保護を図ることによって「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること」も目的としている。具体的には、「製造物責任の導入によってもたらされる裁判の争点の明確化、判例の水準の平準化といった裁判に与える影響はもとより、企業、消費者双方の製品の安全性に対する意識の変化、裁判外におけるクレーム処理の円滑化、さらには国際的に調和のとれた制度の確立といったことを指している。⁵⁸⁾」とされる。しかし「民法の不法行為特別法としての性格をもつ法律に、国民生活の安定向上とか国民経済の健全な発展といった文言を入れることは異例であり、法律の性格にそぐわない。⁵⁹⁾」という意見もある。本法の直接の目的は被害者の保護であり、それが達成された結果、副次的に期待される目的が国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展であり、主眼はあくまでも被害者の保護にあるということは理解できるが、無過失責任を規定した大気汚染防止法や水質汚濁防止法が「事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする」(⁶⁰⁾ 1条)と規定し、消費者基本法が「国民の消費生

57) 加藤雅信「『製造物責任法案』とその問題——よりよき法のための修正を求めて——」判タ842号33頁以下(1994年)、浦川道太郎「PLとはどんな法律か」法学セミナー478号16頁以下(1994年)。

58) 川口康裕「製造物責任法の成立について」ジュリ1051号46頁(1994年)。

59) 淡路剛久「製品の安全性と消費者被害の救済・中3」法時66巻8号7頁(1994年)。

60) 大気汚染防止法1条では「この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じん

活の安定及び向上を確保することを目的とする」(1条⁶¹⁾)と規定するよう
に、本法でも端的に「被害の救済」として、目的を鮮明にすべきであ
ったと考える。⁶²⁾

(2) 無過失責任の採用と損害賠償の範囲

本法3条は「製造物責任」という小見出しのもとに、製造物の欠陥に
よって生じた損害の責任を取る範囲を規定している。すなわち、本条の
意義は、製造物の欠陥により他人の生命、身体又は財産に係る被害が生
じた場合における製造業者等の損害賠償の責任要件について、従来民法
709条が採用していた加害者の「過失」を要件とする過失責任の原則を、

の排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車
排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民
の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して
人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任につ
いて定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。」と規定し
ている。また、水質汚濁防止法1条では「この法律は、工場及び事業場か
ら公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制す
るとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域
及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以
下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境
を保全し、並びに工場及び事業場から排出される污水及び廃液に関して人
の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任につ
いて定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。」と規定し
ている。

61) 消費者基本法1条では、「この法律は、消費者と事業者との間の情報の
質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進
に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、
国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策
の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関
する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を
確保することを目的とする。」と規定している。

62) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『実践PL法』14頁（有斐閣、
1995年）（児玉憲夫筆）。

製造物の「欠陥」を要件とする無過失責任（厳格責任）に転換したことである。製造業者等の行為を争点とするのではなく、製品の性状に焦点をあてる欠陥責任では欠陥という製品の客観的性状と損害との因果関係を証明することにより製造物責任を問うことができるのである。このように無過失責任の採用によって、被害者の証明責任は大幅に緩和されることになったが、民事訴訟の通常原則に従えば、被害者は依然として、①製品に欠陥があったこと、②損害が発生したこと、③欠陥と損害の間に因果関係があることを証明しなければならないし、また、推定規定も採用されていないなど課題も残されている。⁶³⁾

63) 現代の工業製品は、複雑で高度な技術を用いて製造されており、製造過程に関する情報等が不十分な被害者が、製品の欠陥や因果関係を立証することはきわめて困難となっている。この立証の困難を解決する方策として考えられるのが、要件事実を法律上推定する、いわゆる推定規定の採用である。そこで、例えば法律に「製品を適正に使用していたにもかかわらず、通常は生じないような損害が発生した場合には、当該製品には欠陥があったものと推定する」といった欠陥の推定規定を設けて、被害者の証明責任を軽減すべきであるという提案が学者や弁護士グループ等から出されていた。しかし、諸外国の製造物責任法では、このような規定を明文で置いている国は存在しないし、推定規定を採用することには問題が多いと考えられるということで採用されなかった。この問題につき、国生審報告は、「①一般の不法行為や過失を要件としない賠償責任を課している様々な特別立法においては、権利根拠規定に係る要件事実について法律上の推定は行われていない（過失を要件とするものでは、自動車損害賠償保障法3条が証明を転換している）、②製品の欠陥に基づく被害の発生には、製品特性等を反映して様々な態様があるが、被害の性質や被害発生の態様いかにかわかわらず、制度上同じ用件の下で製造者に証明責任を転換して、欠陥や因果関係の存否が不明であった場合の不利益を製造者に被らせることは妥当でない、③これまで提案されている欠陥についての推定規定では、極めて抽象的・主観的な前提事実となっており、このような抽象的な事実を前提事実として法律上の推定を行うことは既存の法律には例が見られない、④因果関係の推定については個別被害の場合にはそのような立法例がなく、因果関係の可能性がまったくない場合にまで製造業者等が責任を課される可能性があること、とりわけ生化学的な人身被害については症状発症の原

さらに、本法には特に損害賠償の範囲に関する規定は存在しないから、民法の規定に従うことになる。一般に損害は人損・物損・純粹経済損害の3つに分類される。人損は、生命・身体に対する侵害によって生じる損害であり、物損は、有体物の物理的な損壊という形態による損害である。また、純粹経済損害⁶⁴⁾は、生命・身体の損傷や有体物の物理的な損壊

因因子が多元的であることから、製造者等の反証が極めて難しくなる。」等の理由をあげて、「欠陥の存在や欠陥と損害との因果関係の証明については、法律上の推定を行うことによって被害者の立証責任を軽減するという機能を超えて、本来責任がないところに責任を創り出すおそれがあることから、法律上の問題としては被害者がこれを証明するこれまでの原則を維持しつつ、裁判上事案に応じて事実上の推定を活用するとともに国や都道府県の検査機関及び試験研究機関、民間の検査研究施設等を利用し、又は大学の協力を得るなどして、被害者ができるだけ容易に欠陥の存在や因果関係を証明できるような体制づくりをすることによって被害者の負担を軽減する方策をとる」ことがより妥当であるとした（国生審報告・前掲注21）52頁）。

製造物責任法は、上記報告を受けて推定規定を導入しなかったのであるが、これに対しては「①製造物責任は、普通の不法行為と異なり、製品についての信頼性を創り出しそれによって利益を得ている製造者に責任を負わせようとするもので、他の契約責任などの領域に性質上近い、②製品特性は前提事実を絞り込んだり典型的に考えれば足り、消費者と製造者との間には一般的に情報・知識量のアンバランスが存在するから、証明責任の転換を否定する理由にはならない、③法律上の推定は、単に真偽不明という例外的な場合の不利益を製造業者側に転換するテクニックにすぎず、責任のないところに責任を創り出すものではない。」などといった反論（小林秀之「訴訟手続上の問題点とは」法学セミナー478号29頁（1994年）も可能と考える。

いずれにせよ、推定規定が設けられなかった製造物責任法のもとでは、被害者の立証責任を軽減するため、事実上の推定を活用することともに、附帯決議も指摘しているように、国や地方自治体等の検査機関および試験研究機関等の体制を整備して原因究明機能を充実強化すること、事故情報の提供の一層の拡充・強化を図ることが望まれる（長瀬・前掲注7）56頁）。

64) 純粹経済損害について、国生審報告は、「人の生命、身体への損傷や有体物の物理的な損壊の形態が現れないで被害者の財産状態に生じた純粹経済損害（例：製品の欠陥に起因する店舗の閉鎖による休業損害）について

という形態が現れないで財産状態に生じた損害である。これらの損害について、製造物責任がどこまで賠償しなければならないかは、慎重に検討されなければならない。⁶⁵⁾

ところで事業者が生じた物損について、国生審報告は「①事業者は製造業者等と対等の立場で損害賠償について事前に契約で取り決めることが可能な場合が多いこと、②製造物責任は一般消費者の保護を目的とするものであることなどから、製造物責任において賠償すべき損害の範囲に含めなくともよいと考えられる。」⁶⁶⁾としていた。

しかし、制定された製造物責任法は、損害賠償の対象となる物損を個人的な物損に限らなかったため、事業者が生じた損害または事業用財産に生じた損害も、製造物責任の損害賠償の対象とされることとなった。これについて、法案提出者である政府側は、国会審議の中で、賠償範囲を厳密に個人の物損に限るときには、個人事業者のような事例で賠償の線引きが難しくなるという理由や、相当因果関係の考え方の適用により賠償範囲が異常に拡大することは防げるという理由を挙げて、財産損害の範囲を特に限定しなかった選択を適切なものと説明している。

このようにして、わが国の製造物責任法が、事業者被害についても無過失責任による保護を認めたことに対しては、「製品の安全性についての識別能力をもつ大企業の営業損害の賠償まで無過失化の原点として考

は、そもそも製造物責任が対象とする損害には馴染まないこと、この損害は消費者個人よりも企業にとって大きな意味をもっていること、これを認めると損害の範囲が無限定に拡大するおそれがあることから、賠償すべき損害の範囲に含めることは適当でないと考えられる。」(前掲注21)55～56頁)としていた。しかし、製造物責任法は、事業者が生じた物損と同様、純粹経済損害についても、これを製造物責任の損害賠償の範囲から除外する規定を設けなかったため、本法6条によって民法の規定によることになり、一般の不法行為責任と同じく、相当因果関係が認められるかぎり純粹経済損害も損害賠償の範囲に含まれることになる(長瀬・前掲注7)38頁)。

65) 長瀬・前掲注7)36頁。

66) 国生審報告、前掲注21)55頁。

えられていたことから大きく離れ、製造物責任法の性格を変じてしまう」などといった批判もある。⁶⁷⁾確かに、本法によれば、大企業が使用している製造機器に欠陥があって操業停止の損害が発生した場合、相当因果関係による限定を考慮しても、製造機器メーカーは大企業の操業停止による被害まで賠償する責任を負うことになるから、製造物責任法が本来予定していた被害者救済を超えて、不相当な範囲にまで責任が及ぶ可能性が生じるとの批判は否定できないものと思われる。⁶⁸⁾しかし、わが国の場合、企業のうちの9割以上が中小企業で、しかもその大半が零細企業であって、事業上の損害であっても個人の生活にとって不可欠のものが多く、救済の必要性が高いこと等も考慮しなければならないし、また、損害賠償の範囲が拡大して製造業者が過大な責任を負わないようにするためには、企業間で財産損害に関する免責約款等を使用することも十分考える必要がある。

(3) 開発危険の抗弁と設計指示の抗弁

まず、本法4条1号は、「当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと」を製造業者等が証明した場合は、製造業者等が責任を免れる、として開発危険の抗弁を規定している。すなわち、開発危険の抗弁とは、科学・技術が未発達なために、市場に流通させる時点で製造物の欠陥を客観的に認識できない場合には、たとえ後に製造物の欠陥が判明したとしても、製造物責任を免除するというものである。

開発危険の抗弁を採用することについて、日本弁護士連合会や消費者団体から反対意見が出されるなど製造物責任法の検討過程において議論

67) 加藤・前掲注57)34頁。

68) 浦川・前掲注57)20頁。

69) 反対意見の理由としては、「消費者を新製品開発の実験台にすることに

が白熱した経緯⁷⁰⁾がある。

消費者の側からすると、開発危険の抗弁は、欠陥製品であるにもかかわらず、製造業者の責任を問えない例外となるものであって、諸費者保護を無視したものとして批判されるべき存在である。しかしながら、開発危険の抗弁を認めない場合は、技術革新の停滞等による不利益が消費者にも及ぶ可能性があるとともに、場合によっては製造者等にその負担能力以上の賠償義務を課すことによって、かえって被害者が確実な救済を受けられなくなる可能性もある⁷¹⁾。それゆえ、わが国では、EC指令に倣って、開発危険の抗弁を採用したのである。EC指令においては、製造者が製造物を流過程に置いた時点の科学知識および技術知識の水準によっては、欠陥の存在を明らかにすることが不可能であったことが免責事由とされている⁷²⁾。

開発危険の抗弁を認める場合に注意すべきことは、開発危険の抗弁は、特定の製造業者の科学・技術の水準を問題にするのでないということである。もし、特定の製造業者の科学・技術の水準を問題にするなら、開

なりかねないこと、現代の技術の限界がもたらした危害であっても、消費者個人がリスクを引き受けるのではなく、救済されるべきであること、さらにその時々の科学・技術の水準論争に裁判所が巻き込まれ、紛争の長期化を招くことになりかねない」ことなどである（日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編・前掲注62)59～60頁）（中村周而筆）。

70) 「開発危険の抗弁の採否は、製品の欠陥の定義・考慮事情、欠陥・因果関係に関する推定規定の採否、除斥期間等の問題とともに、製造物責任法の検討の課程でもっとも議論が白熱した問題の一つである。」（益田・前掲注28)880頁）。

71) 国生審報告、前掲注21)50頁。

72) EC指令7条e号（that the state of scientific and technical knowledge at the time when he put the product into circulation was not such as to enable the existence of the defect to be discovered;）。もっともEC指令15条1項b号では、各加盟国に開発危険の抗弁を否定する裁量権を認めているが、立法を終えたEU諸国の中ではルクセンブルクを除く他の諸国が開発危険の抗弁を採用している（升田・前掲注28)889頁）。

発危険の抗弁は比較的容易に認められることになるが、それでは過失責任に代えて欠陥責任を導入したことの意味が減殺されてしまうことになるからである。したがって、開発危険の抗弁とされる科学・技術の水準は、特定の製造業者の水準や業界の平均的な水準ではなく、製品が流通に置かれた時点での世界最高の科学・技術の水準としなければならない⁷³⁾。その結果、欠陥を知りえたかどうかという予見可能性の有無を判断する基準は、過失責任におけるそれよりも高い水準におかれることになる。また、過失責任では、世界最高の科学・技術の水準において予見可能性があったことを、消費者が証明しなければならないのに対し、開発危険の抗弁では、世界最高の科学・技術の水準においても予見可能性がなかったことを、製造業者が証明しなければならないという違いがある。予見可能性の有無の証明は大変困難なものであることを考えると、この違いは大きいといえる⁷⁴⁾。

さらに、開発危険の抗弁を認めたとしても製品を流通に置いた後に製品の欠陥が明らかになった場合には、その時点から製造業者は当該製品の危険性の公表、指示・警告、場合によっては一時的販売停止または回収が求められることから、これらのことを行わなかったために事故が発生したときには、過失責任により責任を負う可能性があることにも留意する必要がある⁷⁵⁾ということである。

次に、本法4条2号は、製造業者の免責事由として、当該部品や原材

73) 世界最高の科学・技術の知識の水準ないし知見とは、ある科学者が研究して発見し、ひそかに頭の中に留まっていることでは足りず、一般に公表され、その科学・技術の分野で一般に承認されており、したがって、一般に利用可能となっている知識ないし認識の総体と理解されるべきである。したがって、このレベルで判断しても予見できなかった欠陥が開発危険である(好美清光「製造物責任法の構造と特質——主としてEU法との対比において——」判タ862号15頁(1995年))ということである。

74) 長瀬・前掲注7)41頁。

75) 国生審報告・前掲注21)51頁。

料に生じた欠陥が、「専ら当該地の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ」たものであることを要件としている。すなわち、4条2号の免責事由は、設計指示の抗弁である。EC指令においては、構成部品の製造者に関し、欠陥が、その構成部品の組み込まれた製造物の設計または製造物の製造者によって与えられた指示に起因⁷⁶⁾することを証明した場合には、免責される規定が設けられている。

「設計に関する指示」とは、当該部品や原材料の設計に具体的な変更をもたらすもの、または設計自体を指定する内容のものが必要である。部品・原材料の製造業者は、それが使用される製造物の製造業者から設計に関する指示を受けて製造することが多い。その指示に従ったために部品・原材料の製造業者に製造物責任を負わせるのは行き過ぎであろう。そのため、4条2号は、部品・原材料を使用する製造物の製造業者の設計に関する指示に従ったために欠陥が生じ、かつ、その欠陥が生じたことについて過失がないことを部品・原材料の製造業者が証明した場合には、製造物責任を免除するものとしたのである。

III. 企業の製造物責任リスクとリスクマネジメント

1. 企業の製造物責任リスク

(1) 製造物責任リスクの特性

製造物責任法が1995年7月に施行されてからすでに14年以上が経過している。日本の欠陥製品に関する訴訟事例は、独立行政法人国民生活センターの調べによると製造物責任法が施行された1995年以降2008年9月現在までの間に109件（訴訟一覧は、本稿末〔別表〕参照）であり、前述したアメリカと比べると大変少ない。しかし、企業の作り出すハイテク製品がますます高度化・複雑化するなか、専門知識を持たない消費者

76) EC指令7条f号 (in the case of a manufacturer of a component, that the defect is attributable to the design of the product in which the component has been fitted or to the instructions given by the manufacturer of the product.)。

による思わぬ製品被害の発生も考えられ、現代の高度消費社会において製造物責任事故は不可避的・構造的に発生するとの指摘がなされるようになった。⁷⁷⁾すなわち、現代の産業社会では大量生産方式が採用され、技術水準の高い同一規格の商品が大量に生産されることから同一の原因により、多数の事故が広い地域で発生する可能性がある。このため、大量の被害者が広い地域にわたって発生し、巨額の損害賠償請求がもたらされる可能性がある。また、複雑な流通経路を経て消費者に届くため、事故は製造者の手を離れたところで発生し、製造者は完全にはコントロールできない。さらに、多数の被害者がマスコミ等で報道されると、製造者のイメージ低下など、経営にとって深刻な影響が長期間存続する可能性がある。⁷⁸⁾

(2) 製造物責任クレームの動向

製品関連事故クレームに関する情報としては、国民生活センターの「製品関連事故に係る相談件数」や製品評価技術基盤機構（NITE：National Institute of Technology and Evaluation）の事故情報収集制度において収集する事故情報がある。これらの情報は消費者の製造物責任事故に対する意識を探るのに有用なものである。

① 国民生活センターの「製品関連事故に係る相談件数」

国民生活センターおよび全国の消費生活センター等が受付け、2008年8月末日までに全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET：Practical Living Information Online Network System）に収集された製品関連事故に係る消費生活相談の件数の推移は表3のとおりである。

77) インターリスク総研編『実践リスクマネジメント——事例に学ぶ企業リスクのすべて——』[第二版] 182頁（経済法令研究会、2005年）（受川忠広筆）。

78) 後藤和廣『リスクマネジメントと保険』134頁（損害保険事業総合研究所、2008年）。

製造物責任法と企業のリスクマネジメント

表3 製品関連事故に係る相談件数の推移

年度	消費生活相談の 総件数	うち製品関連事故に 係る相談(注1)件数	うち拡大損害(注2) が生じた相談件数
1994 (施行前)	234,022	4,261	419
1995 (施行)	274,076	6,833	1,719
1996	351,139	8,346	2,503
1997	400,511	7,922	5,226
1998	415,347	6,890	4,701
1999	467,110	7,053	4,716
2000	547,138	9,464	5,729
2001	655,899	8,387	5,142
2002	873,663	10,207	6,473
2003	1,509,884	8,661	5,409
2004	1,919,672	8,062	4,695
2005	1,302,178	9,133	5,079
2006	1,111,726	10,316	5,363
2007	1,048,673	12,690	6,696

注1：「製品関連事故に係る相談」とは、①製品等によって生命や身体に危害を受けた相談または危害を受けるおそれがあったという相談、②拡大損害が生じた相談を集計したものである。なお、①と②が重複するケースは1件とカウントされる。

注2：拡大損害とは、製品の欠陥によって人の生命、身体、またはその製品以外の財産に被害が発生した場合をいう。

注3：1994年度から1996年度までの「製品関連事故に係る相談」は、データ収集項目の変更のため現行方式とは収集方法が異なる。

出所：国民生活センター「製品関連事故に係る消費生活相談と製造物責任法に基づく訴訟の動向」2008年10月23日。

製品関連事故に係る消費生活相談の件数は、製造物責任法施行以降増加したものの、1996年以降2005年度までは8,000件前後で推移している。ただし、2006年度から増加傾向にあり、2007年度は12,690件で過去最多の相談件数となっているのが目立つ。

② 製品評価技術基盤機構（NITE）の事故情報収集制度において収集する事故情報

製品評価技術基盤機構（以下、「NITE」という。）は、消費生活用製

品等に関する事故情報の収集を行い、その事故原因を調査・研究し、さらにその結果を公表することによって、事故の未然・再発防止を図ることを目的としている。⁷⁹⁾ 事故情報収集制度では、消費生活用製品等（家庭用電気製品、燃焼器具、乗物・乗物用品、レジャー用品、乳幼児用品等）が関係して発生した事故で、(i) 人的被害が生じた事故、(ii) 人的被害が発生する可能性の高い物損事故、(iii) 人的被害が発生する可能性の高い製品の不具合に関する情報、④経済産業省に報告があり、公表された重大製品事故⁸⁰⁾に関する事故情報を収集している。

事故情報収集制度における製品事故件数の年度別推移は図1のとおりである。これを見ると一目瞭然であるが、製造物責任法施行前の1994年度の552件から同法が施行された1995年度は1,051件に大きく増加し、その後は増減を繰り返している。ただし、2004年度から増加傾向にあり、2007年度は6,371件で過去最多の相談件数⁸¹⁾となっているのが目立つ。このように、国民生活センターとNITEの統計が同じような傾向を示しているということは、情報収集体制の整備が進んだことと製造物責任法が

79) NITEは、製品事故情報報告・公表制度により報告された重大事故の技術的な調査を経済産業大臣の指示に基づき実施するとともに、重大製品事故以外の事故すべてについて、通知者、製造・輸入事業者等から事実関係等を聴取するほか、事故発生現場の確認や事故品の確認・入手等に努め、必要に応じて事故の再現テスト等を実施して技術的な調査および評価を行い、事故原因の究明と事業者の再発防止措置の評価を行っているということである (<http://www.nite.go.jp/>)。

80) 重大製品事故とは、製品事故（消費生活用品安全法2条4項）のうち、発生し、または発生するおそれがある危害が重大で、危害の内容または事故の様態が一定の要件を満たすものをいう（同条5項）。具体的には、死亡事故、30日以上の治療を要する重傷病事故又は後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故、および火災事故が挙げられる（同法施行令4条）。

81) 2007年度に大幅に増加した理由は、事業者が社告・リコールを行ったことにより事故報告が増加したデスクマットが1,010件含まれていることに加え、重大製品事故情報報告・公表制度の施行により、事業者の安全意識が向上したことが考えられる。

製造物責任法と企業のリスクマネジメント

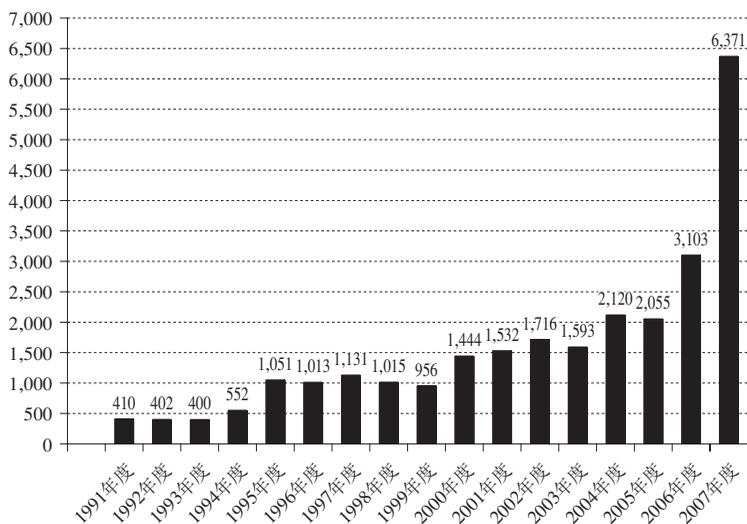


図1 事故情報収集制度における製品事故件数の年度別推移

出所：製品評価技術基盤機構（NITE）のデータを基に著者作成。

消費者へ一通り浸透したことが考えられる。今後は、2007年5月の改正消費生活用品安全法の施行により、重大製品事故情報報告・公表制度がスタートしたことに伴い、消費者の製品の安全・安心に対する関心が一層高まり、製品事故情報の件数も増加することが予想される。

2. 製造物責任リスクマネジメント

(1) 製造物責任リスクマネジメントの全体像

企業の製造物責任リスク対策は、製造物責任事故発生の防止対策である製造物責任予防（PLP：Product Liability Prevention、以下「PLP」という。）対策と、製造物責任事故発生後に企業の損失を最小限に止めるための対策である製造物責任防御（PLD：Product Liability Defense、以下「PLD」という。）対策の2つに大別される。特にPLP対策は、企業の損失を未然に防止する観点からも重要である。

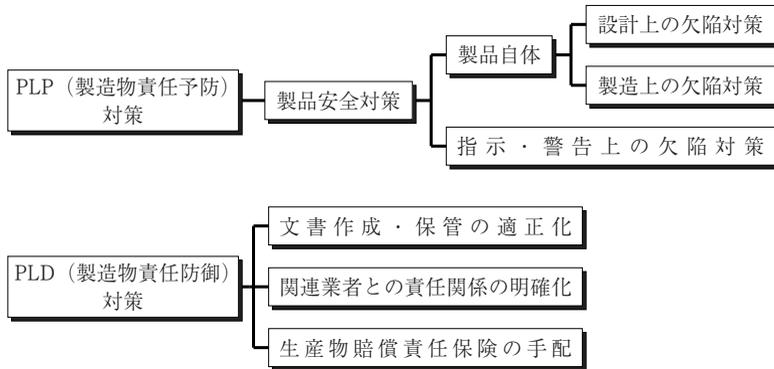


図2 製造物責任リスクマネジメントの全体像 (事故発生前の対策)^(※)

(※) 事故発生後に行う PLD 対策については表4 参照。

出所：インターリスク総研編『実践リスクマネジメント——事例に学ぶ企業リスクのすべて——』[第二版] 182頁 (経済法令研究会, 2005年) (受川忠広筆) を基に作成 (著者一部修正)。

PLP 対策とは、安全面で欠陥のない製品を社会に提供していくための方策、すなわち製品安全対策のことであり、製品の設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示・警告上の欠陥をなくしていくための製品安全活動が PLP の中心となる。また、PLD 対策においては、文書作成・保管の適正化が万一の訴訟の際の有力な防衛策となるほか、複雑化する生産分担形態に合わせた関連業者との責任関係の明確化および生産物賠償責任保険の手配に代表される賠償資力確保が必要となる。なお、PLP、PLD 対策の共通として、効果的かつ全社的な製造物責任対策を遂行するためには、社内体制の構築が重要である。社内体制を構築していくためには、①製品安全に関する企業理念の確立、②全社的体制の構築、③経営最高責任者への報告体制の確立、④社員教育の充実、⑤情報管理の徹底などを推進していくことが重要である。

製造物責任リスクマネジメントの全体像を図示すると図2のとおりである。

(2) PLP 対策

企業が PLP 対策を立てる際に、まず留意しなければならないのは製品安全（PS：Product Safety）対策である。なぜなら、製造物責任は製品の欠陥について企業の責任を問うものであり、欠陥のない安全な製品をつくることによる被害の抑止が最大の防御策になるからである。製品の安全性は、製品の使用时、使用・保全方法、使用者、使用環境、使用期間などにより影響される。したがって、製品安全は、製品が出荷後、使用され、最後に廃棄されるまでのいわゆる製品のライフサイクルを通じて確保される必要がある。製品安全対策は、企画・開発・設計部門、製造・検査・品質管理部門、営業・販売・流通部門等、製品にかかわるすべての部門がそれぞれの立場において実行していくことが必要である。中でも設計部門の役割は重要である。なぜなら、品質管理の徹底によって製造上の欠陥の除去に一定の成果をあげたわが国企業にとって、設計または警告上の欠陥を除去することが課題になっているからである。こうした観点から、以下、PLP 対策として、設計上の欠陥対策、製造上の欠陥対策および指示・警告上の欠陥対策について若干述べることにする。

① 設計上の欠陥対策

設計上の欠陥とは、製品の設計段階で安全性に関する配慮を欠いていたために、結果として製造された製品に欠陥が存在していた場合の欠陥のことである。⁸²⁾例えば、(i) 安全基準、規則、規格に合致していないこと、(ii) 安全装置がない、あるいは不適切であること、(iii) 予見可能な誤使用や事故への配慮が不十分であること、(iv) 注文仕様書で誤った原材料や添加物が指定されていること、(v) 他社製品よりも安全性が劣っていること、(vi) 検査方法、検査基準の設定に欠陥があること、などのケースが主なものである。⁸³⁾

82) 小林秀之責任編集・東京海上研究所編『新製造物責任法体系Ⅱ』[日本編] 346頁(弘文堂、1998年)(二ノ宮晃筆)。

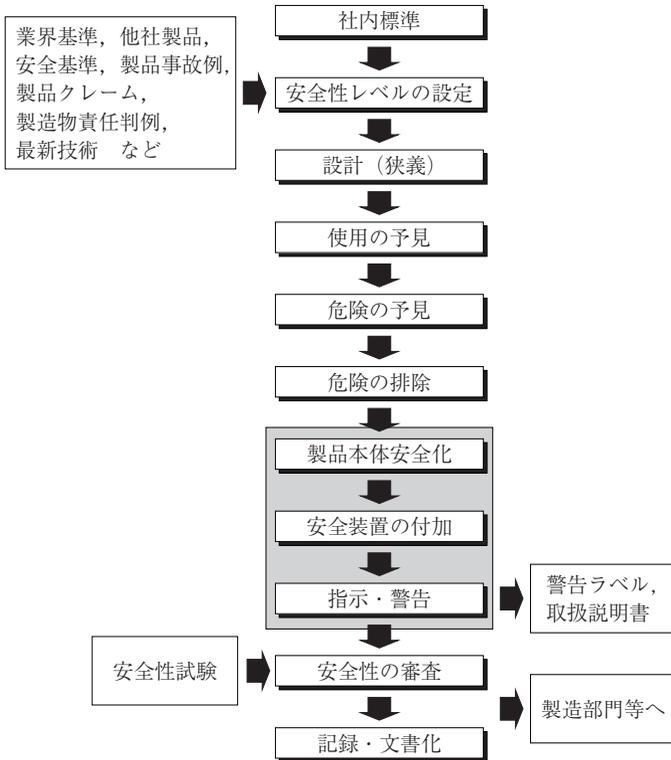


図3 製品安全設計の実施フロー図

出所：インターリスク総研編・前掲書を基に作成（著者一部修正）185頁。

設計では、その製品にかかわる機構・機能・品質・デザインなどの基本的な仕様ばかりでなく、その使用・操作性や保全・保守性、さらに安全性などを具体的な形として決めていく。その際には、機械・電気分野などの各種固有技術の駆使に加え、安全工学や人間工学などにも配慮する。また、新規に企画・開発された製品の設計では、設計・生産技術および製造部門の三者によって、その製品の製造工程に関する検討を行い、

83) インターリスク総研編・前掲注77)184頁（受川筆）。

将来その製品に製造工程上の欠陥が生じないようにしておくことも必要である。⁸⁴⁾ 具体的に製品の安全性を検討する方法については、一般的に図3のような手順で行われる。

② 製造上の欠陥対策

製造上の欠陥とは、設計の段階では安全性について配慮がなされておらず、設計自体に問題はないが、製造過程でなんらかのミスがあったために本来の設計仕様や性能基準から逸脱して安全性が欠如した製品が製造された場合の欠陥のことである。⁸⁵⁾ 具体的な原因としては、外部から購入した部品・原材料の不良、製造部門の従業員の能力や作業環境上の問題⁸⁶⁾、機械設備の劣化・老朽化などが考えられるが、これらの発生を防ぐためには、外注先企業への指導や納入時の検査、品質管理部門の体制強化、生産技術に関する最新情報の収集などが必要である。したがって、現行の品質管理（Quality Control）活動を更に向上させ⁸⁷⁾、製品の安全性に関する管理を見直し、充実、徹底することが重要であり、また、工程異常、工程変更、原材料・部品に関する異常・変更などは、必ず品質管理・設計技術部門の承認を得るように徹底することや作業標準書を見直すことも必要になる。さらに、製造過程を経て完成された製品については、出荷前検査を行う必要がある。検査は欠陥ある製品を市場に出さないための最後の防波堤といえる。原則として全数検査を行うべきである

84) 安田総合研究所（現損保ジャパン総合研究所）編『製造物責任対策』58頁（有斐閣・1990年）

85) 小林責任編他・前掲注82)347頁（二ノ宮筆）。

86) 例えば、製造過程で作業員がねじを締め忘れることや配線を間違っつないだ場合、あるいは食品や医薬品の製造過程で異物が混入した場合等がこれに該当する（小林責任編他・前掲注82)347頁）（二ノ宮筆）。

87) 特に人為的な誤りをなくすために、ダブルチェック・システムの採用、品質変化の防止、製造設備・環境・条件・システムの向上、品質管理部門の独立性確保、品質情報の有効活用と専門技術の導入、向上等を推進していくことが重要である（安田総合研究所（現損保ジャパン総合研究所）・前掲注84)126頁）。

が、破壊検査など複雑でコストを要する検査を必要とする場合などは、抜き取り検査にて対応することになる。また、検査におけるミスを防ぐためにフル・プルーフ (foolproof)⁸⁸⁾ を応用することも有効である。さらに、検査上のエラーが入り込む余地をできるだけなくすとの観点から、検査基準の適正化⁸⁹⁾と検査技術の向上および検査作業の自動化などについても検討することが必要である⁹⁰⁾。

③ 指示・警告上の欠陥対策

指示・警告上の欠陥とは、設計上の欠陥、製造上の欠陥が製品の構造自体についての欠陥であるのに対し、その製品の使い方や危険性についての指示・警告が不適切であったことの欠陥である⁹¹⁾。例えば、(i) 警告すべき危険や説明すべき指示が表示されていないこと、(ii) 表示された警告ないし指示の内容が不十分であること、(iii) 警告の表示・取付方法や指示の記載方法等が不適切であること、(iv) 販売用パンフレット、宣伝広告、販売員の説明に不備・誇張があること、などのケースが主なものである⁹²⁾。

製品の製造者には、消費者に対して、製品の使用にあたっての危険を適切に警告する義務があり、また、製品の安全かつ適切な使用のためのわかりやすい指示をする義務がある。指示・警告の詳細さの程度は、製品の販売対象となっている市場によって定まり、一般向けであれば詳し

88) フール・プルーフは、誤操作があった場合でも装置が安全の側に作動するか、あるいはそのような誤操作自体ができない設計やシステムで、例えばカメラ、パソコン、電気炊飯器やビデオデッキなどにみられる。

89) 具体的には検査項目が使用実態(用途、環境、使用者階層)を勘案して設定されたものであるかなどについて検討することである。

90) インターリスク総研編・前掲注77)186~187頁(受川筆)。

91) 小林責任編他・前掲注82)347頁(二ノ宮筆)。なお、指示(instruction)と警告(warning)は、一応次のように区別されている。指示は、製品の効率的な使用のためになされるのに対して、警告は、製品の安全な使用のためになされる(小林・前掲注36)108頁)。

92) インターリスク総研編・前掲注77)187頁(受川筆)。

くなければならず、専門家向けであれば簡単でもよい⁹³⁾ということである。また、製品の危険について適切な警告をしないで販売された製品は、不合理に危険であり、欠陥があるものとされ、製造者は責任を負担する。警告表示は、合理的に予見可能な製品のあらゆる使用および誤使用によって発生する危険についてなされるべきであり、その危険が認識されにくい場合およびその危険が明白でない場合に特に必要となる。被害者にとって、指示・警告上の欠陥を証明することは、他の欠陥の証明よりも比較的簡単なことが多いと考えられることから、今後、この種のクレームの増加が見込まれる。また、警告・取扱説明書の見やすさ・わかりやすさという問題は、従来、わが国の企業があまり力を入れてこなかった分野であるとの見方もあること⁹⁴⁾などから、今後この対策を積極的に進めていくことが重要である。

(3) PLD 対策

事故発生前に行う対策と事故発生後に行う対策の2つがある。

① 事故発生前に行う対策

事故発生前に行う対策としては、(i) 社内文書の管理体制の整備、(ii) 関連企業との責任関係の明確化、(iii) 生産物賠償責任保険の手配などが挙げられる。

まず、(i) 社内文書の管理体制の整備については、消費者からの製品の欠陥クレームなどに対して、企業が有効に反論していくためには、社内における適切な文書管理体制の確立が不可欠である。また、製品事故や苦情の処理実績、製品開発上の問題点などの様々なデータは製品安全のノウハウであり、将来の新製品開発や既存商品の改良などを行う際の安全設計に役立つものといえる。保管すべき文書については、一部法律で要求されているものを除いて、特に絶対的な基準というものは存在

93) 小林・前掲注36)109頁。

94) インターリスク総研編・前掲注77)187頁(受川筆)。

⁹⁵⁾しないが、製造物責任クレームを念頭に置いた場合に保管すべき文書は、
 (ア) 製品の設計・開発に関する文書（警告ラベルや取扱説明書を含む）、
 (イ) 外注および納品に関する文書、(ウ) 実験、製造および品質管理に関する文書、(エ) 購入および販売に関する文書、(オ) 修理およびアフターサービスの記録、(カ) リコール実施の検討記録などが挙げられる。なお、製造物責任訴訟において社内文書は製品の安全性立証のための証拠となり、原告側の請求に対する反証や抗弁の材料になることも無視できないため、社内文書の作成にあたっては、安全性の検討が十分に行われたことを常に記載するように努め、あわせて誤解を招きやすいような表現は避けるように日頃から社内に指示・徹底することも重要である。⁹⁶⁾また、これら文書の保管期間については、製造物責任法5条1項に「その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年を経過したとき……」と定められていることも考慮したうえで、製品の特性も勘案しつつ決定する必要がある。⁹⁷⁾特に、永久保存が望ましいものとしては、設計承認図、法定確認テスト、品質検査基準および完成品の検査表が挙げられる。⁹⁸⁾

次に、(ii) 関連企業との責任関係の明確化については、原料購入先、下請け、流通業者、販売業者等との責任の明確化を行うことにより、複数の企業が関与して事故が発生した場合に各企業に応分の費用負担を要求し、自社が必要以上の責任負担を余儀なくされるような事態を回避することが必要となる。具体的には、契約相手方の損害賠償義務、防御義務、協力義務、情報開示義務などともに、自社が損害賠償金、争訟費用等を支出した場合の相手方に対する求償権や相手方の生産物賠償責任保険手配義務についても契約上、あらかじめ定めておくことが効果的であ

95) 小林責任編他・前掲注82)504頁（三井筆）。

96) インターリスク総研編・前掲注77)189頁（受川筆）。

97) 保管については、効率的な保管システムの整備という観点からはマイクロフィルムや光デスクなどの利用も有効な手段となる。

98) 安田総合研究所（現損保ジャパン総合研究所）編・前掲注84)312頁。

99) 99) する。

さらに、(iii) 生産物賠償責任保険の手配については、企業を取り巻く製造物責任に対する備えとして最も簡便かつ一般的な手段となっている。企業の損害賠償の履行を確保するための措置としては、生産物賠償責任保険のほか¹⁰⁰⁾に共済制度、相互会社の設立、自家保険、マーク付賠償¹⁰¹⁾制度などが考えられるが、運営の確実性・安全性、コストの低廉性など

99) ただし、法律上の責任の範囲を超えて一方的に責任を転嫁することや、相手側の事情を考慮することなく画一的な内容の保険手配を義務づける行為は、下請代金支払遅延防止法あるいは独占禁止法に抵触する可能性がある点に留意する必要がある（インターリスク総研編・前掲注77)189頁）（受川筆）。

100) 自家保険とは、企業が自社製品による事故の発生に備えて、社内で準備金を積み立て、それによって損害賠償責任を履行する方法である。各種の保険技法を用いて、あたかも1つの保険会社を経営するように運営されるものであり、企業の中で大数の法則が成立するほどリスクが多い企業、具体的には多数の店舗、自動車、船舶または従業員を有する企業が企業内に一定の災害準備金などを積み立て、損失発生に備える仕組みである。企業によっては、責任保険に加入するよりも自社の製品による事故発生のために準備金を社内に積み立てる等の方法により、損害を自社だけで負担する自家保険の方が効率的な場合があり、保険料として支出されるべき資金を自社で利用できるという長所がある。しかし、被害の救済に十分な資金を準備できる企業は限られており、多くの企業にとっては容易ではないと考えられる。

101) マーク付賠償制度とは、各種製品に係る被害救済制度として設けられたもので、マーク付賠償制度の代表例としては、SG マーク制度、BL マーク制度、ST マーク制度、SF マーク制度等がある。

まず、SG マーク制度とは、消費生活用製品安全法に基づき、(財)製品安全協会の製品にSG マークを貼付するものであり、SG マークが貼付された製品の欠陥が原因で消費者が生命や身体に被害を受けた場合には、制度実施主体である製品安全協会が被害者の請求に基づいて、欠陥の有無、因果関係、被害者の被った損害と過失の程度を、科学的・客観的に調査・検討したうえで賠償がなされる。SG マーク制度による賠償は、被害の届出から比較的短期間で決定され、有効期限経過後であっても、製品の構造上の欠陥または取扱説明書の不備により発生した事故については、賠償

の点から、保険の手配が最も有効と考える。なお、製造物責任法が施行されたことに伴い、中小企業の賠償資力を確保するために中小企業専用の団体の生産物賠償責任保険（中小企業 PL 保険制度）も開発されている。

が受けられることに特色がある。SG は、Safety Goods（安全な製品）の略語である。次に、BL マーク制度とは、(財)ベターリビングが、認定の対象とする住宅部品の品目等を定め、形状、安全性、価格等に関する所定の認定基準により審査して、認定した住宅部品に BL マークを貼付し、優良住宅部品であることを表示する制度である。BL マーク付き住宅部品の瑕疵・欠陥により BL 住宅部品賠償責任保険の対象となる人身事故または物損事故が生じた場合には所定の保険金が支払われる。BL は、Better Living（より良い住まい）の頭文字をとったものである。また、ST マーク制度とは、(株)日本玩具協会が安全基準に合格した玩具に ST マークを貼付するもので、ST マークの付けられた製品の欠陥により人身事故が発生した場合には、玩具賠償責任補償共済により所定の共済金や事故見舞金が支払われる。ST は、Safety Toy（安全玩具）の略語である。さらに、SF マーク制度とは(株)日本煙火協会が、火薬類取締法に基づく基準検査と協会の安全検査に合格したおもちゃ花火に SF マークを貼付するもので、SF マークの付いたおもちゃ花火の欠陥により人身事故または物損事故が生じた場合には所定の保険金が支払われる。国内を流通する国産・輸入品のおもちゃ花火のすべてに SF マークが表示されている。SF とは、Safety Fireworks（安全花火）の略語である。

以上挙げたマーク付賠償制度は、製品の安全性の向上、損害賠償の確保、商品選択の目安として貢献しているが、一方で、安全基準の客観性の確保、マーク付賠償制度についての情報提供の不足、各制度間における保険金の水準の格差といった問題点がある。

今後、これらの問題点を改善するとともに、賠償（査定）基準を明確化し、公開していくなどの適正な整備を行うことによって、制度の機能を更に高め、有用性を増して、充実した制度にしていくことが望まれる。マーク付賠償制度の実施団体の HP は以下のとおりである。

SG マーク制度：(財)製品安全協会 <http://www.sg-mark.org/>

BL マーク制度：(財)ベターリビング <http://www.cbl.or.jp/>

ST マーク制度：(株)日本玩具協会 <http://www.toys.or.jp/>

SF マーク制度：(株)日本煙火協会 <http://www.hanabi-jpa.jp/>

製造物責任法と企業のリスクマネジメント

表4 事故発生後に行うPLD対策

時期	概要	消費者の行動(例)	製造業者の行動(例)
1. 初期対応 事故発生を製造業者等が知ってから1週間程度	製造物責任事故発生の報告の受理と社内関連部署への連絡	製造物責任事故発生の事実・苦情・要望を主張	①製造物責任事故発生の報告の受理 ②お見舞いと製造物責任事故の状況を確認 (i)被害現場の確認 (ii)自社製品であることの確認(例：現物回収) (iii)流通開始日の確認 ③マスコミ対応(顧問弁護士、保険会社に相談) ④保険会社へ事故の報告
2. 責任検討 (原因究明) 事故発生を製造業者等が知ってから1ヵ月程度	欠陥の主張と確認 責任追求の主張と判断	①欠陥の所在(使用上の問題がなかったこと等)の主張 ②被害状況の訴え ③消費者相談機関、第三者との相談	①社内体制(部門間横断の製造物責任対策委員会)の確認、必要に応じ経営トップに報告 ②事故状況詳細の調査、確認 ③欠陥の所在と事故原因の検査報告作成 ④部品メーカー、下請け等との責任分担 ⑤被害者の過失の有無および程度の検討 ⑥保険会社や弁護士、社外機関に相談 ⑦原因究明機関の活用
3. 損害確定 事故発生を製造業者等が知ってから損害確定までの時期	被害者の治癒や症状固定および被害品の修理や再調達	①物的損害は修理または代替品を受領。人的損害は治療を実施 ②各種費用等の発生 ③当該費用をとりあえず製造業者等に要求(人的損害に多い)	①物的損害については修理着工の承認と完了の確認 ②人的損害は治療に専念してもら(治療または症状の固定)の確認 ③被害者に生じた費用の支払 ④人的損害の場合は特に連絡を絶やさず、お見舞いをする
4. 賠償額検討 損害確定後、賠償額を決めるまでの時期	賠償金請求額の提示と賠償金支払額の検討および決定	①修理完了、治癒または症状固定により確定した損害について要求額を検討 ②賠償金の請求	①修理見積書や治療費の領収書等、確定した損害についての立証書類の取付 ②保険会社や弁護士と相談し、賠償額を算出 ③責任者による総合判断
5. 解決 製造物責任クレームの終結を目指す時期	①示談、調停、裁判 ②裁判外紛争処理機関の活用	①示談交渉で要求を主張(弁護士委任を含む) ②①で解決できない場合、調停申立 ③①や②で解決できない場合訴訟提起 ④裁判外紛争処理機関へ相談	①被害者の意見によく耳を傾けながら、粘り強い示談交渉 ②被害者が弁護士に委任をした(り調停申立、訴訟提起した場合は、弁護士に委任する(マスコミ対応もあり得る)) ③裁判外紛争処理機関のあっせん・仲介等による交渉 ④保険会社、弁護士等との相談・報告 ⑤関係部門への情報のフィードバックと蓄積

出所：後藤和廣『リスクマネジメントと保険』141～142頁(損害保険事業総合研究所, 2008年)を基に作成(著者一部修正)。

② 事故発生後に行う対策

事故発生後に行う対策としては、(i) 初期対応、(ii) 責任検討、(iii) 損害確定、(iv) 賠償額検討、(v) 解決などが挙げられる。

すなわち、事故が発生した場合には初期の被害者対応が重要である。適切な初期対応がなされなかったばかりに先方との間の関係が悪化し、その後の関係修復に多大な労力を要するケースも珍しくない。したがって、クレーム報告を受けた場合には、まず、正確な事故状況の把握および関連情報の入手に努めるとともに何よりも誠実な対応を心がけることが重要である。また、当該製品が数多くの企業の参加のもとに製造されているような場合には、必要に応じ、関連業者への通知を行い、それらの業者の協力を得ながら対応していく必要がある。次に、事故の原因究明を行い、部品メーカーや下請け業者等との責任分担を含めた責任検討を行う。また、事故の再発防止に役立つ情報を把握し社内にフィードバックすることも重要である。その後、物的損害¹⁰²⁾や人的損害¹⁰³⁾などの損害確定を行い、さらに被害者と賠償条件等につき個別に交渉を行う。事故発生後に行う一般的なPLD対策として、事故の発生から解決までを表にまとめれば表4のようになる。

3. 生産物賠償責任保険の役割

(1) 生産物賠償責任保険の概要

生産物賠償責任保険（一般に「国内PL保険」と略称されている。）は、被保険者が、製造または販売した生産物が他人に引き渡された後に、その品質や取扱いなどにより生じた偶然な事故（原因事故）により、他

102) 企業が支払うべき損害賠償の範囲は、民法の規定に基づき相当因果関係の認められる損害となり、物的損害の場合は、修理費（時価額限度）および相当因果関係のある範囲内の間接費用等が含まれる。

103) 102)で注記したものと同様に、人的損害の場合は、治療費、慰謝料、休業損害、後遺損害の場合の通院交通費・後遺障害慰謝料、死亡の場合の逸失利益・葬儀費用等が含まれる。

人の身体の障害または財物の損壊（損害事故）について被保険者が法律¹⁰⁴⁾上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を填補する保険である¹⁰⁵⁾。

具体的に、自動車のタイヤの欠陥による衝突事故を例にとると、タイヤの欠陥により自動車がスピンを起こしたことが原因事故であり、それにより他の自動車と衝突して運転者が負傷したことが損害事故であり、その結果としてタイヤ・メーカーが負担する損害賠償責任に対し保険金が支払われることとなる¹⁰⁶⁾。

生産物賠償責任保険は、約款の構成、担保範囲、保険料率等についてアメリカの Product Liability Insurance を参考にしつつ、1957年に事業認可を受けたものである¹⁰⁷⁾。生産物賠償責任保険の約款構成は、賠償責任保険普通保険約款と生産物特別約款および追加特約条項による。

生産物賠償責任保険で引き受けの対象となる「生産物」は、製造物責任法で定義された「製造物」の範囲より広く、農林水産物、不動産、生物、非加工品、中古品、注文生産品など、様々な物が含まれる。また、生産物自体の物理的・化学的性状を原因とする事故に限らず、取扱説明書・パンフレットや警告ラベルの表示上の欠陥による事故も保険の対象

104) 生産物賠償責任保険の「法律上の損害賠償責任」とは、製造物責任法に基づくものだけに限らない。法律がその発生件数および効果を定めている損害賠償責任すべてを含むため、民法上の不法行為責任や債務不履行のほか、商法その他の特別法に基づく損害賠償責任もその対象になる。

105) 賠償責任保険普通保険約款1条および生産物特別約款1条1号による（三井住友海上火災保険株式会社編『新種保険論（賠償責任）2007年度版』73, 86頁（損害保険事業総合研究所, 2007年）。なお、賠償責任保険の約款文言は保険会社間で必ずしも統一されていなく、担保内容も若干の相違があり（保険毎日新聞社編『賠償責任保険の解説〈新版〉』8頁（保険毎日新聞社, 2004年）、また、保険会社により引受基準が異なることがある。

106) 大羽宏一「製造物責任リスクを対象とする保険」金商960号67頁（1995年）。

107) 小林責任編他・前掲注82)514頁（山内稔彦筆）。

となる。

なお、製造物責任法や民法等の法律によってその責任要件が定められている損害賠償責任であれば、裁判で判決が確定したことを必要とせず、裁判上の和解のほか、広く裁判外の和解契約、調停等による解決も含まれる。また、賠償金や遅延損害金だけでなく、訴訟費用や弁護士報酬も保険により填補される。さらに、紛争解決に要した費用については、最終的には被保険者に損害賠償責任がないことが確定した場合でも、保険により填補される。

また、生産物賠償責任保険の保険事故発生の時期は、通常、生産物により他人に被害が発生した時点と一致する。すなわち、一般には、被害発生の原因となった生産物がいつ製造され、引き渡されたか、いつ損害賠償請求がなされたかなどは無関係に、他人に被害が発生した時点において有効に存続していた生産物賠償責任保険契約から損害が填補される¹⁰⁸⁾。これに対し、被保険者が被害者から損害賠償請求を受けた時点において有効に存続している生産物賠償責任保険契約から損害が填補される¹⁰⁹⁾という条件で保険契約の引受けが行われる場合もある¹¹⁰⁾。

生産物賠償責任保険の主な免責事由としては、(ア) 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任、(イ) 戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議に起因する損害賠償責任、(ウ) 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任、(エ) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任¹¹¹⁾、(オ) 被保険者が故意または重大な過失により法

108) このように保険事故を他人の身体障害事故や財物損壊事故の発生することを「事故発生ベース」という。

109) 「事故発生ベース」に対して、保険事故を他人の身体障害事故や財物損壊事故について被害者から損害賠償請求を受けたこととする方式を「損害賠償請求ベース」という。

110) 金光良美「PL 保険」ジュリ1051号8頁(1994年)。

111) 一般に、被保険者が契約上いかなる責任を負担しているかを保険会社が

令に違反して製造，または販売した生産物に起因して生じた損害賠償責任¹¹²⁾，(カ) 生産物自体に生じた損害に対する損害賠償責任および生産物の回収，修理等に要する費用¹¹⁴⁾，(キ) 効能不発揮にかかわる損害賠償責任¹¹⁵⁾，

関知することは困難なことであり，保険料率も通常の法律上の賠償責任を前提に算出されている。したがって，被保険者が他人との間に締結した損害賠償に関する契約に基づき保険会社の予定していない加重された損害賠償責任を負担することによって保険会社が不測の損害を被ることを防止するため，損害賠償責任に関する特別の約定に基づく賠償責任は担保しないこととしている（小林責任編他・前掲注82）518頁（山内筆）。

- 112) 食品衛生法により使用を禁止されている添加剤を故意に使用した食品に起因して生じた他人の身体の障害や，重大な過失により消防法の規制の調査を怠ったため，基準に合致していない消防機器を製造・販売した結果生じた他人の身体の障害や財物の損壊について，被保険者が負担する賠償責任は免責である。これに対し，取締法規の変更を通常の過失（軽過失）により知らずに，結果として法令に違反して製造・販売した生産物による被害は免責とはならない。本免責は，被保険者の反社会的な行為に起因する事故について保険で担保することは，事故防止のインセンティブを損なうおそれがあるという趣旨から設けられたものである（小林責任編他・前掲注82）519頁（山内筆）。
- 113) 生産物自体の損壊に対する損害賠償責任は，瑕疵担保責任と呼ばれ，生産物賠償責任保険の対象外となっている。ただし，瑕疵保証責任保険の対象になる。
- 114) 生産物賠償責任保険では，生産物特別約款追加特約条項2条1項においてこの種の原因から生ずる事故の継続発生を防止するために，被保険者に遅滞なく生産物の回収，検査，修理，交換その他適切な措置を講ずるよう義務を定めているが，他方，同条2項においてこの措置を講ずる費用を免責としている。
- 115) 効能不発揮による損害発生が主となる生産物（医薬品，農薬，防錆剤，防虫剤，防水布，消火剤，各種添加剤等）を引受けの対象とする保険契約については，生産物が被保険者の意図した所期の効能を發揮でないことによって発生した損害に対する賠償責任を免責とする。例えば，防錆剤がその効果を發揮しないために，自転車が錆びてしまった場合や，農薬が防虫効果を發揮しないために農作物が害虫に食い荒らされた場合である。ただし，例えば，農薬中の不純物により農作物が枯れた場合など生産物の副作用またはこれに類する本来意図しなかった悪影響によって他人の身体の障

(ク) 日本国外での事故などが挙げられる。¹¹⁶⁾

(2) 生産物賠償責任保険の限界と課題

① 生産物賠償責任保険の限界

生産物賠償責任保険は、特に高額な損害賠償金という企業の経済的な損失を抑えるためには、リスクマネジメントの観点からも不可欠である。しかし、欠陥製品を製造・販売したという企業のイメージ低下といった致命的な損失や多額の製品回収費用（リコール費用）などが生産物賠償責任保険の対象にならないなど、保険にも限界がある。また、製造物責任訴訟を遂行するにあたり、弁護士費用などの訴訟費用は生産物賠償責任保険によって填補されるものの、被告の企業にとって重要な設計・品質管理部門の責任者やエンジニアが数ヶ月間にわたって一つの製造物責任訴訟に釘づけにされるといった評価困難な損失もあることや企業の被る損失は多様にわたるおそれがあるなど、生産物賠償責任保険にも企業防衛手段としての十分な機能が期待できない側面もある。¹¹⁷⁾さらに、保険約款上の免責事由に該当する場合には、保険金が支払われないことや填補限度額の範囲内でしか保険金が支払われないこと、また、強制保険ではなく、任意加入制であるため、未加入の製造者等の賠償資力担保の役割は果たせないなどの限界を有している。¹¹⁸⁾

害または財物の損壊を発生させたときは、保険の対象となる（小林責任編他・前掲注82）519頁（山内筆）。

116) 生産物賠償責任保険は、日本国内で発生した場合に限り適用され、国外で発生した事故は対象としていない。日本国外での損害事故を対象とする保険としては、輸出生産物賠償責任保険（輸出PL保険）がある。輸出PL保険では、アメリカの保険会社が一般的に採用し、世界各国に通用している英文賠償責任保険約款を、日本の各保険会社も採用している。

117) ただし、生産物回収費用保険（通称リコール保険）の対象になる。

118) 安田総合研究所（現損保ジャパン総合研究所）編・前掲注84）31頁。

119) 金光良美「製造物責任訴訟と生産物賠償責任保険の役割」判タ666号90頁（1988年）。なお、生産物賠償責任保険の原則的な強制化については、

② 生産物賠償責任保険の課題

生産物賠償責任保険は、生産物事故によって被保険者に生じた損害を填補することを目的としているので、被害者の直接請求権は認められていない。しかし、保険金が確実に被害者の救済に向けられるようにするためには、被害者の直接請求権を認めることも検討される必要があると考える。さらに、生産物賠償責任保険では、故意または重大な過失により法令に違反して製造した生産物による事故については免責されるが、被害者の救済という観点からは、この免責条項は削除の方向で検討すべき¹²⁰⁾と考える。

また、この保険においては、一事故および保険期間中の通算填補限度額が設定されるが、これをあまりに低い金額で設定すると、損害賠償の履行確保に大きく欠けることとなる。困難なことではあるが、予想される被害の大きさからみて十分な金額が配慮される必要がある。さらに、賠償履行確保措置を強制しない以上、生産物賠償責任保険の加入率を向上させることが、製造物責任を実効的なものにするためには不可欠¹²¹⁾である。そして、加入率・利便性の向上のためには生産物賠償責任保険の商品内容の適宜見直しも必要¹²²⁾と考える。

メリットとして、製造物の欠陥による被害者救済の充実とリスクの高い企業のみが保険に加入するといった逆選択が防止され、製造物責任リスクを広く分散することが可能になること、さらに、保険の加入者数の飛躍的増加による保険ファンドの充実の結果、保険をより安定的に運営できることが考えられる。しかし、その反面、製品の種類をはじめとして多様なリスクに対して保険技術上画一的な加入強制が困難であることや資力も十分あり、健全な企業には、自家保険等の方が合理的な場合もあるから、すべての製造業者等に保険加入を強制するのは必ずしも適当とはいえないこと、さらに、保険会社の引受拒絶の自由を制限する以上、引受強制によって生ずる保険会社の損失を公的に補償する必要の是非が問題となりうることである（落合誠一「PL 保険の現状と課題」『保険学雑誌』540号73～74頁（1993年）、第13次国民生活審議会消費者政策部会報告参照）。

120) 金光・前掲注110) 9頁。

121) 長瀬・前掲注7) 75頁。

4. 製造物責任をめぐる新たな動向

(1) 消費生活用製品安全法の改正・施行

消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする（1条）としているが、同法を改正する法律が2006年11月に成立し、2007年5月14日に施行された。

消安法の対象となる「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活のように供される製品のうち、消安法別表に掲げられている製品（食品、医薬品、自動車等）を除いたものをいう（2条1項）。また、「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう（2条2項）。したがって、消安法は、その適用範囲が広く、自己の取扱う製品が規制対象外であると考えてきた多くの事業者に大きな影響を与えるものである。

① 改正消安法の趣旨

ここ数年、企業が製品事故に関する情報を把握しながら、行政機関にその情報を通知しないという事態が発覚したため、消安法は、行政機関が幅広く情報を把握できるよう、消費者が用いる製品全般を対象に義務付け、また、事故が発生した場合に製品回収やその他の必要な措置を命じることができる仕組みを有するものへと改正することになった。

② 改正消安法の主な内容

次に、改正消安法の主な内容は以下のとおりである。¹²³⁾

(i) 事故情報の収集と公表

122) 金光・前掲注110) 9頁。

123) 経済産業省「新しい消費生活製品安全法について～製品事故情報の報告・公表制度が始まります～」(2007年2月版) 1頁。

製造物責任法と企業のリスクマネジメント

- (ア) 消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称、事故の内容等を主務大臣¹²⁴⁾に報告しなければならない（35条1項）。
 - (イ) 主務大臣は、重大製品事故の報告を受けた場合等において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称、事故の内容等を公表する（36条1項）。
 - (ウ) 消費生活用製品の小売販売事業者、修理事業者又は設置工事事業者は、重大製品事故を知ったときは、当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者¹²⁵⁾に通知するよう努めなければならない（34条2項）。
 - (エ) 消費生活用製品の製造事業者、輸入事業者又は小売販売事業者は、製品事故に関する情報を収集し、その情報を一般消費者に適切に提供するよう努めなければならない（34条1項）。
- (ii) 事故の再発防止対策
- (ア) 消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、事故原因を調査し、必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収等の措置をとるよう努めなければならない（38条1項）。
 - (イ) 消費生活用製品の販売事業者は、消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者が行う消費生活用製品の回収等の措置をとるよう努めなければならない（38条2項）。

改正消安法の主な内容は上に挙げたとおりであるが、新制度の概要等を図示したものを参考として掲げることとする（図4参照）。

なお、消安法については、2007年11月にも新たな改正法が公布され、2009年4月1日付で施行されている。その主な内容は、経年劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い製品（特定保守製品¹²⁵⁾）について「長期使用製品安全点検制度」¹²⁶⁾等を創設したことであ

124) 主務大臣とは、特段の断りがある場合を除き、基本的に経済産業大臣を指す。

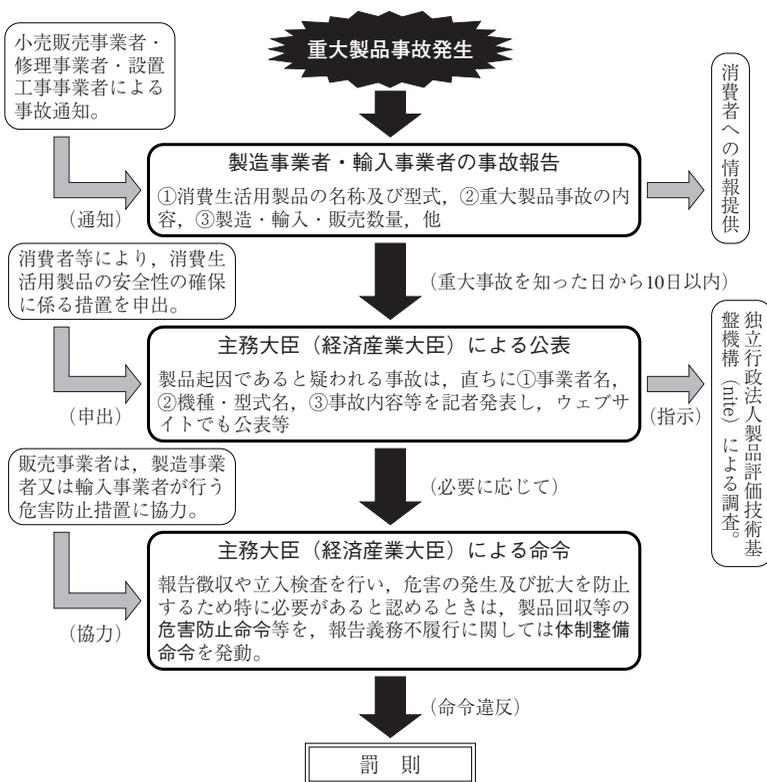


図4 製品事故発生から報告、公表、罰則（新制度の概要等）

出所：経済産業省「新しい消費生活製品安全法について～製品事故情報の報告・公表制度が始まります～」(2007年2月版) 1頁。

125) 2007年改正による消安法2条4項（新設）により、「特定保守製品とは、消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であつて、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なものとして政令で定めるものをいう。」と定義されている。具体的には、屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）、石油給湯器、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機の9品目と定められている。この特定保守製品の選定にあたっては、近年相次いで発生した古いタイプのガス機器の経年劣化による事故が多発

る。この改正は特定の製品のみを対象とするものであるが、対象とされていない製品についても、同様の対策をしなかったことで訴訟等において過失が認定される場合もあり得る。¹²⁷⁾

③ 改正消安法が企業リスクに与える影響

消安法の改正は、製品事故が発生した場合の企業のリスクについて、次のような影響を与える。¹²⁸⁾

(i) 損害賠償請求リスクへの影響

前述のとおり、各種事業者について、報告義務、通知義務、情報収集提供義務、調査・回収義務、回収等への協力義務等が定められたことにより、それぞれの事業者が上記義務を怠った場合には、被害者からの損害賠償請求訴訟において過失が認定される可能性が著しく高まったといえる。

(ii) 行政処分リスクへの影響

製造事業者及び輸入事業者は、広範な製品について主務大臣への事故報告義務を負う（35条1項）ことになり、それに違反した場合には事故情報を収集、管理及び提供するために必要な体制整備命令を受ける可能

したことを勘案したものと見える。

126) 長期使用製品安全点検制度は、125)で注記した9品目の製造または輸入業者に加えて、小売販売事業者、不動産販売事業者、建築事業者、ガス・電気・石油供給事業者などの事業者、さらには消費者等、それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による事故を防止するための制度である。

また、電気用品安全法の技術基準省令の改正（2009年4月1日施行）により、経年劣化による注意喚起表示の対象となる5品目（扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機、ブラウン管テレビ）について、経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、消費者等に長期使用時の注意喚起を促すため「長期使用製品安全表示制度」が設けられた（経済産業省「消費生活用製品安全法改正について」）。

http://www/meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html

127) 日下部真治＝生島隆男「評判だけではない！司法の動きにも注目した製品事故対応」『ビジネス法務』第8巻第11号86～87頁（2008年）。

128) 日下部＝生島・前掲注127)86頁。

性がある(37条)。事故報告が法律上の義務になったことにより、その懈怠を理由とする行政処分リスクは明らかになったのである。なお、この体制整備命令に違反した場合には、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金が科せられ、またはこれらが併科される(58条5号)。

(iii) 風評リスク(reputation risk)への影響

製造事業者又は輸入事業者から主務大臣に報告された重大製品事故は、主務大臣の判断により公表される(36条1項)が、同一の製品に係る事故が続くと、製品自体に原因があると評価される可能性が高まる。その結果、製品事故の発生とその原因が製品自体にあることが社会に認知されやすくなり、企業の評判に悪影響が出やすい環境になったのである。しかし、悪影響はこれにとどまるものではない。他の企業であっても、同種の製品を提供し、同種の取引を行っている、これらにも悪影響が及び、さらに他の企業の事業にも悪影響が及ぶことがある。すなわち、ある企業の製品、取引等に事故の発生等の問題がマスコミ等で指摘されると、他の企業においても、自己の提供する同種の製品、取引等の点検を迫られることが多いだけでなく、仮に点検の結果、問題がないことが明確になり、そのような状況を開示したとしても、自己の同種の製品等につき信用が低下し、価格が低迷し、売上げが減少するおそれがある。¹²⁹⁾

また、事故情報の収集・公表を迅速かつ正確に行うなどの改正消安法の内容を履践するためには、企業内において、製品事故が発生した場合に、その事故に関する情報を直ちに経営陣が把握し、現場の関係部門にも連絡した上で必要な措置を行わせ、さらに監督官庁や取引先等にも遅滞なく通知・報告等を行うことができる体制が整備されていなければならない。そのためには、企業内におけるコンプライアンス体制の整備・強化が必要となる。¹³⁰⁾

129) 升田純「風評損害の法理(1)」NBL 883号19頁(2008年)。

130) 日下部=生島・前掲注127)86頁。

(2) 消費者庁の創設

2009年9月に、各省庁間で縦割りとなっていた消費者行政を統一的・一元的に推進するための強い権限を持つ新組織として、消費者庁が創設されることとなった。¹³¹⁾

消費者庁は、既存の府省庁が生産者側の目線で行政を行ってきたのに対して消費者目線で取り組む点で画期的といえる。内閣府や公正取引委員会など消費者行政に関する業務を一元化し、各省庁が所管する関連法を移管あるいは共管することとなっている。消費者庁の創設に伴い、製造物責任法の所管は経済産業省から消費者庁に移管され、消安法に関しては、重大事故情報報告・公表制度が消費者庁に移管されることとなった。¹³²⁾

また、消費者庁は、全国の消費生活センターの通報をもとに、被害拡大が予想されるとホームページ上で直ちに事故情報を公表することとしている。さらに、問題があった商品などの成分分析や表示方法、流通状況を詳しく調べ、生産者に指導、勧告、命令、立入り調査などを行うことや関係府省庁には問題があった生産者への処分や指導をするように勧告することもできるため、今後は、より消費者重視の施策が積極的にな

131) 消費者行政を一元化する新組織の創設は、消費者の視点で政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」として、消費者の不安と不信を招いた個々の事件への政府全体の対応力の向上を目指すのみならず、明治以来の日本の政府機能の見直しを目指すものとしている（「消費者行政推進基本計画～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～」1頁（2008年6月27日閣議決定）、「経済財政改革の基本方針2008～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～」19頁（2008年6月27日閣議決定））。なお、消費者庁設置法は2009年5月29日の参院本会議で、全会一致で可決、成立した。

132) 消費者庁が重大事故の報告の受付を行い、報告を受けると、直ちに関係府省に内容を通知するものとしている。消費者庁および関係府省は、共同して、重大事故の原因究明のための調査を行い、消費者庁は、関係府省の意見を聴いて、重大事故の内容等を公表するとしている（「消費者行政推進基本計画」前掲注131)37頁）。

¹³³⁾
されると考える。

(3) 消費者重視・安全対策重視の最近の裁判例

消費者重視・安全対策重視の傾向は最近の裁判例にもみられる。ここでは、代表的なものとして、2つの裁判例を挙げることにする。

① ダスキン株主代表訴訟事件¹³⁴⁾

本件は、フランチャイズ方式の食品販売会社において、食品衛生法上使用が認められていない添加物を使用した食品（肉まん）が販売されていたことを後から認識した取締役らに、その事実を公表すべき義務があると認められた株主代表訴訟の事例である。本訴訟において、大阪高裁は、取締役らが未認可添加物を使用した食品の販売を認識しながら公表しなかったことは、「消費者及びマスコミへの危機対応として、到底合理的なものとはいえない」と判示して、取締役らの善管注意義務違反を認定し、フランチャイズを運営していた会社の株主の請求を一部認容したのである。

② 電気ストーブ化学物質過敏症事件（損害賠償反訴請求控訴事件）¹³⁵⁾

本件は、スーパーマーケットで販売された電気ストーブを使用したところ、化学物質に対する過敏症状を発症した被害者に対し、当該スーパーマーケットを経営する販売者に不法行為責任を認めた事例である。本訴訟において、東京高裁は、当該電気ストーブの販売者は、その販売に

133) なお、民間の有識者で組織する消費者委員会は、消費者庁と同格の機関として行政の監視に当たることになったため、狙い通りに機能すれば行政の意識改革を促せるが、司令塔が二つとなって迅速な対応が遅れるようなことがあってはならない。また、公正で自由な競争は消費者のためにもなるし、ルールを守らない悪質業者を厳しく罰することは当然のことであるが、安易な規制で正常な経済活動まで阻害してはならない（日本経済新聞〔朝刊〕「社説」、2009年4月18日）。

134) 大阪高判平成18年6月9日判時1979号115頁，判タ1214号115頁。

135) 東京高判平成18年8月31日判時1959号3頁。〔別表〕製造物責任法による訴訟一覧（No.61）参照。

際して販売者として負うべき商品の安全確認のための注意義務を尽くして有害な化学物質の発生を予見できたにもかかわらずこれを怠ったものであるから、注意義務違反による過失が認められるため不法行為が成立し、販売者は不法行為に基づく損害賠償責任を負うべきであるとして、損害賠償請求を認容したのである。

上に挙げた2つの裁判例は、製品の製造・輸入に携わらない事業者についても、製品の安全対策に向けての取組を一層強化し、製品事故を認識した場合には迅速に公表等の適切な対応をとるべきことを示唆するものといえる。こうした裁判例における消費者重視・安全対策重視の傾向は、消安法の改正・施行や消費者庁の創設といったわが国社会の動向と相まって、今後さらに強まるもの¹³⁶⁾と考える。

IV. お わ り に

製造物責任法の施行は、被害者が製造者の過失を証明することなく、欠陥の証明のみで製造者の責任を追及することができるようになり、製造物責任に係る紛争の解決に貢献してきたといえる。同時に、本法の施行は、製造者等の事業者に対して、品質管理体制の構築や取扱説明書の充実を図るなどの製品安全対策を促す間接的な圧力となり、また、消費者においては、製品安全性への意識を高める一助となったと考えられる¹³⁷⁾。しかし、製造物責任法は、1条（目的）、2条（定義）、3条（製造物責任）、4条（免責事由）、5条（期間の制限）、6条（民法の適用）というように全体で6カ条および附則（施行期日等）から構成されているに過ぎない。したがって、製造物責任法は被害者の立場からみても、産業界の立場からみても必ずしも十分なものとはいえない。つまり、製造物責任法の制定で被害者救済が十分なものになるわけではなく、欠陥認定機関の設定や少額被害の裁判外での処理機関の充実などに支えられ

136) 日下部＝生島・前掲注127)87頁。

137) 東京海上日動火災保険株式会社編「PL情報Update」2頁（2006年）。

て、被害者救済と企業の製品の安全性確保のための諸施策が推進されるもの¹³⁸⁾と考える。

また、消安法が改正・施行され、さらに消費者庁が創設されるなど最近の消費者重視・安全対策重視の傾向を考慮すると、企業は目先の収益性を重視して安全対策を軽視するという態度は、もはや今後は受け入れられない。したがって、今後製品の製造・輸入・販売等に従事する企業は、常に消費者の視点を意識しながら、安全対策を自社の経営方針の中核に備える必要がある。さらに、マスコミを通じた製品事故公表・リコール¹³⁹⁾広告等や製品のリコール措置等に多大な費用がかかる一方、リコールリスクを担保する生産物回収費用保険における回収等の実施については損害保険会社の厳密なリスク判断と引受条件の決定に基づくこと¹⁴⁰⁾になる。しかし、リコールについて企業が消費者に向けた積極的な姿勢を示

138) 北側俊光『企業のPL対策——米国のPL判例に学ぶ——』7頁(日科技連・1995年)。

139) リコール費用の高額な例として、アメリカのジョンソン・エンド・ジョンソン社(Johnson & Johnson)がタイレノール(Tylenol)毒物混入事件で7人が死亡するという事件が起きたときに、同社がタイレノールを回収した費用は1億ドル以上要したことが挙げられる(Flitner, A. L. and J. Trupin “Commercial General Liability Insurance”, Commercial Insurance, AICPCU/IIA, First Edition, 2004, pp. 8.23-8.24.)。なお、ジョンソン・エンド・ジョンソン社は、アメリカに本社を置く製薬、医療機器その他のヘルスケア関連製品を取り扱う多国籍企業である。

140) 生産物回収費用保険は、被保険者が、製造・販売等を行った生産物の瑕疵に起因して日本国内に存在する当該生産物の回収等を実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われる保険である。ただし、回収等の実施は、他人の身体の障害もしくは財物の損壊を発生させまたは発生させるおそれがある生産物に対してなされるものに限り、かつ、回収等の実施および事故の発生またはそのおそれが、次の3つの事由のいずれかにより客観的に明らかになった場合に限るとしている(損害保険事業総合研究所『新種保険約款集 1996年版』1,161～1,171頁(1996年))。

①被保険者の行政庁に対する届出または報告等

すことで、逆に信頼できる企業というイメージが消費者の間に広がる¹⁴¹⁾と考えられる。

消費者重視・安全対策重視については、各企業の業務内容や製品の特性等に応じて個別的に検討・実施する必要があるが、一般論としては、経済産業省が2007年3月に公表した「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」に挙げられている ①企業トップの意識の明確化、②リスク管理体制の整備、③製品事故等の情報の収集・伝達・開示等の取組、④製品回収等の取組等が速やかに実施されることが重要である。

なお、製品により被害を受けた被害者に対して、製造者等が負担する損害賠償責任の履行を確保する措置として、生産物賠償責任保険は、現在考えられる最も有用な手段といえるが、製造物責任リスクのすべてが

②被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告

③回収等の実施についての行政庁の命令

以上のように、損害保険会社が回収等の実施について厳しく定義しているのは、事業者の恣意的なリコールを排除しようとするものである（大羽宏一「訴訟からみた製造物責任の課題と損害保険の役割」石田重森編著『保険学のフロンティア』261頁（慶應義塾大学出版会，2008年）。

なお、リコールリスクの保険担保については、EU諸国やアメリカでは入手が極めて困難とされている。EU諸国では、2004年に「一般製品安全指令」(General Product Safety Directive)が発令され、2005年10月よりこれがイギリスで施行されており、この影響でリコール件数が増加し、リコール保険 (recall insurance) の入手が求められているが、高額な保険料等のため自家保険 (self-insurance) で対応しているところもある (Barrett, S., "Product Recall", Post Magazine, 14 September 2006, pp. 43-44.)。さらに、医薬品のようなリスクの高い製品については、高額な保険料と必要な保険担保の制限等も含めてリコール保険に加入することは非常に困難であるとしている (Bradford, M., "Product recall insurance scarce for pharmaceutical companies", *Business Insurance*, December 18, 2006, pp. 11-12.)。

141) 日下部＝生島・前掲注127)88頁。結局、手際よく扱われたリコール (well-handled recall) は、消費者の信頼 (consumer confidence) を高めることになる (Barrett, *Ibid.*, p. 44)。

142)
保険で担保されるわけではない。製造物責任もそれを担保する生産物賠償責任保険も、ともに被害発生後の救済手段であるが、最も重要なことは被害を未然に防止することであることは論を俟たない。今後企業は、製品事故を未然に防ぎ、万が一事故が発生した場合にその被害を最小限に抑えるための徹底した安全管理および十分なコンプライアンス体制を構築することが肝要である。

参 考 文 献 (※)

- 1) 秋山直『製造物責任論』東銀座出版社, 2000年。
- 2) インタリスク編著『企業のためのPL 事故対応ハンドブック Q & A』保険毎日新聞社, 1998年。
- 3) 大羽宏一＝林田学『PL と改正民事訴訟法』日本経済新聞社, 1997年。
- 4) 経営法友会 法務ガイドブック等作成委員会編『事例から学ぶ企業の法的リスク55』商事法務, 2008年。
- 5) 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『逐条解説 製造物責任法』商事法務研究会, 1994年。
- 6) 小林秀之『製造物責任法——立法化と対策〈改訂版〉』中央経済社, 1994年。
- 7) 通商産業省産業政策局消費経済課編『PL 対策ハンドブック——企業対応の実際——』通産資料調査会, 1994年。
- 8) 土井輝生『プロダクト・ライアビリテイ——アメリカ欠陥製品裁判事例の解説——』同文館出版, 1998年。
- 9) 林田学『PL 法新時代』中央公論社, 1995年。
- 10) 升田純『最新 PL 関係判例と実務』民事法研究会, 2004年。
- 11) 寺澤有＝山下雄壘郎『PL 法事始』三一書房, 1995年。
- 12) Brown, S., *The Product Liability Handbook*, 1991 (矢部五郎訳『製造物責任ハンドブック』フジ・テクノシステム, 1993年)。
- 13) Shapo, M. S., *The Law of Products Liability* 2nd ed. Butterworth Legal Publishers, 1990.

(※) 参考文献は、注記で引用したものを除く。

142) これと同じことがリコールリスクについてもいえよう。すなわち、製造物責任リスクと同様に、風評損害 (loss of reputation) その他すべてのリスクがリコール保険で担保されるわけではない (Bradford., *Ibid.*, pp. 11-12) ということである。

製造物責任法と企業のリスクマネジメント

【別表】 製造物責任法による訴訟一覧

事件名	提訴	判決和解	原告	被告	訴訟額	事件概要（原告主張）
1. 紙バック容器負傷事件	H7.12.24 新潟地裁 長岡支部 H11.9.22 東京高裁	H11.9.8 判決 請求棄却 H12.2.29 判決 控訴棄却 確定	レストラン 経営者	ストレート テイー製造会社、 バック製造会社	91万円	原告が業務用ストレート テイーを開ける際に、その抽 出口で左手親指にカミソリ で切ったような長さ15ミリ、 深さ1〜2ミリの傷を負っ た。
2. 融雪装置事件	H8.8.8 札幌地裁 H8.11.20 PL追加 主張	H11.11.19 和解	電気工事会 社	パイプ加工会 社	5,124万円	被告製造のヒートパイプ方 式の融雪装置を販売したと ころ、パイプの先端部分の 雪が溶けず、クレームが相 次ぎ、販売における損害を 被った。
3. カットベ ーコン食 中毒事件	H8.11.18 前橋地裁	H10.6.15 和解	整体療術士	食品製造会社	95万円	パチンコ店の景品で取得し たカットベーコンを食した ところ、青カビが原因で、 発疹や下痢症状をきたした。
4. 学校給食 O-157 食中毒死 亡事件	H9.1.16 大阪地裁 堺支部	H11.9.10 判決 確定 (判タ1025号 85頁)	死亡した女 児の両親	地方自治体	7,770万円 認容額 4,537万円	病原性大腸菌O-157に汚 染された学校給食を食べた 女兒が死亡した。
5. 生ウニ食 中毒事件	H9.1.22 H9.4.10 仙台地裁 H9.6.5 併合	H11.2.25 判決 請求棄却 確定	飲食店経営 会社、食材 納入同族会 社	食品輸入会社、 水産物卸会社	3,495万円	原告の飲食店で生ウニをだ したところ、客25人が陽炎 ビブリオ菌による食中毒に 罹患した。
6. プロパン ガス漏れ 火災事件	H9.1.22 和歌山地裁 H12.11.1 大阪高裁 H13.3.1 附帯控訴 H14.3.19 上告受理 申立	H12.10.17 判決 H13.12.20 判決 原判決取消・ 請求棄却 H15.10.10 不受理決定	全焼した自 宅所有者	プロパンガス 装置設置供給 者	2,500万円 認容額 1,700万円 (製造物責 任は否定)	ガスコンロに点火したとこ ろ、元栓口付近から火が広 がり、戸外ガスボンベが爆 発したため、自宅が全焼し た。
7. 合成洗剤 手荒れ事 件	H9.2.5 東京地裁	H10.8.26 和解	化粧品販売 員	台所用洗剤製 造販売会社	70万円	台所用合成洗剤を使用した ところ、手指に水泡性ブツ ブツができ、痛みやかゆみ が生じ、化粧品販売に支障 をきたした。
8. 駐車場リ フト下敷 き死亡事 件	H9.5.13 京都地裁	H10.6.18 和解	死亡した女 性の遺族	駐車場経営会 社、カーリフ ト製造会社、 販売会社	1,815万円	1階のリフト昇降場で車に 乗ろうと待機していた77歳 の女性が、降りてきたリフ トの下敷きになり、全身を 打って死亡した。
9. 食品容器 裁断機リ フト頭蓋 底骨折死 亡事件	H9.8.8 浦和地裁 熊谷支部 H12.7.19 H12.7.26 東京高裁 各控訴 H13.4.24 上告受理 申立	H12.6.29 判決 H13.4.12 判決 (判時1773号 45頁) H14.6.28 不受理決定	死亡した女 性の内縁の 夫、子供	油圧裁断機製 造会社、合成 樹脂成型加工 販売会社	5,700万円 認容額 1,490万円 (製造物責 任は否定) 2,407万円 (製造物責 任を肯定)	プラスチック製食品容器を 裁断して自動搬送する油圧 裁断機の操作中に、食品容 器を積み重ね搬送するリフ ト上のコンベアと天井部分 との間に頭部を挟まれ死亡 した。

神戸学院法学 第38巻第3・4号

事件名	提訴	判決和解	原告	被告	訴訟額	事件概要（原告主張）
10. ライター炎上火傷事件	H9.12.1 名古屋地裁	H11.3.12 和解	飲食店経営会社、アルバイト従業員	ライター製造販売会社	43万円	アルバイト勤務中に、他従業員がタバコを屋でもらったライターを点火しようとしたところ爆発炎上したため、顔面に火傷を負い、店内は大混乱に陥った。
11. 耳ケア製品炎症事件	H10.1.22 仙台簡裁	H10.5.7 和解	飲食店経営者	耳ケア製品輸入業者	60万円	テレビに被告の代表取締役が出演して、大量の耳垢が取れたとして宣伝するのを見て、同製品を購入し使用したところ、両耳にかゆみと難聴が発生した。
12. エアコン露飛び事件	H10.3.2 東京地裁	H10.9.7 訴訟取り下げ	情報通信事業自営業者	エアコン製造会社、設置業者	420万円	賃貸住宅に設置されていたエアコンをつけていたら、飛び跳ねた水がコンピュータープラグに付着し漏電を起こして、大量のデータが喪失し、事業を1年間延期せざるを得なかった。
13. 異物混入ジュース咽頭部負傷事件	H10.5.15 名古屋地裁 H11.7.13 名古屋高裁	H11.6.30 判決 (判時1682号106頁) H12.5.10 和解	傷を負った女性	飲食物製造販売会社	40万円 認容額 10万円	昼食用にハンバーガーとオレンジジュースを会社に持ち帰り、友人とともに食した。ジュースをストローで飲み始めたところ、異物で喉を傷つけ嘔吐した。
14. コンピュータープログラムミス税金過払い事件	H10.6.23 青森地裁 H10.9.28 PL追加主張 H13.2.23 仙台高裁	H13.2.13 判決 請求棄却 H14.3.8 判決 控訴棄却 確定	食品製造会社	コンピュータープログラム開発会社、事務機器賃貸会社	1,170万円	売上げ金などの管理のためにコンピューターリース契約をしたが、不適正なプログラムのため、法人税など多く払い過ぎていることが判明した。
15. 化粧品指示・警告上欠陥事件	H10.7.21 前橋地裁 高崎支部 H10.10.9 東京地裁 移送	H12.5.22 判決 請求棄却 確定 (判時1718号3頁)	皮膚傷害をおこした女性	化粧品製造販売会社、化粧品販売百貨店	660万円	ギャラリーに勤務する女性企画室長が百貨店にて化粧品を購入し、使用したところ、顔面に赤斑等の症状が発生し医師から接触性皮膚炎の疑いがあると診断された。
16. 縫糸糸断裂死亡事件	H10.7.22 神戸地裁	別訴（市民病院）で和解 (H11.1.27)したため H11.2.10 請求放棄	死亡した男性の妻	手術用縫糸輸入販売会社	4,962万円	市民病院にて左頸動脈内膜剥離手術を受けたが、手術に使用した縫糸が手術後断裂し出血ショックおよび呼吸不全により死亡した。
17. 輸入漢方薬腎不全事件①	H10.10.8 名古屋地裁 H14.5.1 名古屋高裁 原告控訴 H14.5.7 被告控訴	H14.4.22 判決 (判時1866号108頁) H15.6.20 和解	主婦2名	漢方薬輸入販売会社	8,160万円 認容額 3,353万円 (製造物責任は否定)	冷え性患者に効能があるという漢方薬を内科医の処方により服用したところ慢性腎不全に罹患した。
18. こんにゃく入りゼリー死亡事件	H10.10.30 水戸地裁	H13.2.23 和解	死亡した男児の両親	食品製造販売会社	5,945万円	こんにゃく入りゼリーを母親が与えたところ咽喉頭に詰まらせ窒息死した。

製造物責任法と企業のリスクマネジメント

事件名	提訴	判決和解	原告	被告	訴訟額	事件概要（原告主張）
19. エアバック破裂手指骨折事件	H10.11.9 長崎地裁	H12.2.29 和解	脳外科医	自動車輸入業者、販売業者	2億1,096万円	停車して点検中、エアバックが噴出、破裂して左親指を骨折するなどの傷害を負い、脳神経外科医として、手術に臨む際に多大な損害、苦痛を被った。
20. 電気ジャーボット熱傷事件	H10.12.14 鹿児島地裁	H11.9.27 和解	やけどした女兒	電気ポット製造会社、販売会社	2,521万円	自宅台所においてつかまり立ちをしようとした電気ポットの蓋の開閉レバーに手をかけたところ、ポットが倒れたため胸、腹、足などに大やけどを負った。
21. 輸入瓶詰オリーブ食中毒事件	H11.2.15 (第1事件) H12.2.1 (第2事件) H12.11.28 (第3事件) 東京地裁 3事件を併合(併合日不明)	H13.2.28 判決 確定 (判タ1068号 181頁)	レストラン客(第1、2事件)、従業員・経営者(第2事件)、レストラン(法人・第3事件)	オリーブ輸入会社(第1～3事件)、レストラン経営者(第1事件)	1,470万円 (第1事件) 1,321万円 (第2事件) 1,719万円 (第3事件) 認容額 820万円 (第1・2事件) 350万円 (第3事件)	イタリアンレストランにてその客、従業員、経営者が、被告がイタリアから輸入した瓶詰オリーブを食したところB型ボツリヌス菌による食中毒に罹患した。
22. 土壁内竹組害虫発生事件	H11.3.12 長崎地裁 H14.7.11 福岡高裁	H14.5.29 判決 (消費者法ニュース53号 101頁) H17.1.14 判決 控訴棄却 確定 (判タ1197号 289頁)	自宅を新築した男性	竹材販売会社	1,913万円 認容額 1,913万円	新築時に購入した建築材料(土壁の中の竹組)から害虫が発生し、修復のため多額の費用を要した。
23. 子供靴前歯折損事件	H11.5.25 金沢地裁	H13.7.17 判決 請求棄却 確定	けがをした女兒	子供靴製造販売会社	104万円	母親と共に帰宅したところ、玄関先で履いていた靴が不意に脱げ、転倒したため頭を打ちつけ、前歯1本を折った。
24. 資源ゴミ分別機械上腕部切断事件	H11.7.29 東京地裁 H14.3.5 東京高裁	H14.2.26 判決 請求棄却 H14.10.31 判決	廃棄物処理業者役員	廃棄物処理機械製造会社	1億2,410万円 認容額 3,712万円	資源ゴミ分別中の飲料缶選別機ローラに付着した異物を手で除去しようとしたところローラに巻き込まれ右上腕部を切断する障害を負った。
25. 米国製キャンピングカー雨漏り事件	H11.7.30 大阪地裁	H13.4.17 判決 請求棄却 確定	自動車を購入した夫婦	自動車製造会社、自動車改造会社	249万円	キャンピングカーでの外出時に幾度か雨漏りがしたため、修理に出したが、終了検査の際も内部に水漏れが生じた。 (別訴において原告が信販会社に自動車購入代金の一部を支払い、所有権を得ることで和解成立)
26. 車両火災一酸化炭素中毒死事件	H11.11.18 神戸地裁 豊岡支部	H15.7.15 判決 請求棄却 確定	死亡した男性の両親	自動車製造会社	1億1,588万円	当時25歳の男性が乗っていた自動車が火災を起こし、COによる急性循環不全により死亡。被告は責任を否定するとともに、本件自動車が引き渡されたのはH7.7.1以前としている。

神戸学院法学 第38巻第3・4号

事件名	提訴	判決和解	原告	被告	訴訟額	事件概要（原告主張）
27. フロントガラスカバー金属フック左眼突刺重傷事件	H11.12.17 仙台地裁 H13.5.10 仙台高裁	H13.4.26 判決 (判時1754号 138頁) H15.7.14 和解	菓子製造販売店経営者	フロントガラスカバー製造会社	4,084万円 認容額 2,855万円	車のフロントガラスをカバーする製品で、金属製フックをドア下のエッジにかけ固定しようとしたところ、フックが外れゴム紐の張力で、金属フック先端部が左眼に突き刺さり、後遺障害7級の被害を被った。
28. 海難審判受審人慰謝料請求事件	H11.12.21 鹿児島地裁	H14.10.1 和解	海難審判で受審人となった機関長	貨物船製造会社	330万円	メーカーが発注したエンジンに欠陥が存在していたのに、機関長であった原告が、海難審判において受審人となったことで精神的苦痛を被った。
29. エステ施術重度アトピー罹患事件	H11.12.21 東京地裁 H13.5.25 H13.6.1 東京高裁各控訴	H13.5.22 判決 (判時1765号 67頁) H13.9.13 和解	皮膚傷害をおこした女性	エステティックサロン経営会社	2,500万円 認容額 440万円 (不法行為責任を肯定 製造物責任については 判断せず)	アトピー体質が改善するという従業員の説明により、被告が製造した美容器具を使用したエステ施術を受けたために重度のアトピー性皮膚炎に罹患した。
30. 自販機出火展示物焼失事件	H11.12.27 広島地裁 H14.6.10 広島高裁	H14.5.29 判決 請求棄却 H15.3.20 判決 控訴却下・棄却 確定	玩具資料館経営者	自販機所有会社、同社より自販機の貸与を受け原告に無償貸与・設置させていた会社、自販機販売会社(一審補助参加、二審被控訴人)	1,472万円	玩具資料館に隣接して設置されていた自動販売機から出火した火災により展示物等が焼失した。
31. 給食食器破片視力低下事件	H11.12.27 東京地裁	H13.10.26 特別区と和解 H13.12.12 米国の製造会社2社と和解 輸入加工会社2社に対して訴訟取り下げ	眼を負傷した女兒(8歳)	輸入加工会社2社、米国の製造会社2社、特別区(国賠法)	1,533万円	当時、小学2年生の女兒が、給食の配膳中、廊下に落とした硬質ガラス製の皿の破片を右眼に受け、角膜切削などの傷を被り、0.7だった視力が0.01まで低下した(矯正視力0.1)
32. カテーテル破裂脳梗塞障害事件	H12.1.13 東京地裁 H15.9.29 東京高裁	H15.9.19 判決 (判時1843号 118頁、判タ 1159号262頁) H15.10.14 訴訟取り下げ	傷害を負った男性	医薬品製造販売輸入会社、大学病院	1億5,834万円 認容額 1億1,692万円 (大学病院の責任は否定)	脳内の血管の奇形部分を塞ぐため、脳にカテーテルを挿入して塞栓物質を注入する手術中に、カテーテルが破裂し脳梗塞により障害を負った。
33. 車両制御不能崖下転落事件	H12.1.24 広島地裁	H13.12.19 判決 請求棄却 確定	自動車に乗っていた3名	自動車製造販売会社	550万円	被告製造の自動車にて走行中、ハンドル制御がきかなくなり、崖下に転落した。
34. 磁気活水器養殖ヒラメ全滅事件	H12.2.10 徳島地裁 H14.11.10 高松高裁	H14.10.29 判決 H15.8.1 和解	ヒラメ養殖業者	磁気活水器製造会社	825万円 認容額 670万円	磁気活水器をヒラメ養殖池の給水管に設置したところ、養殖魚が全滅した。
35. 電動車いす暴走ブロック激突死事件	H12.3.21 福岡地裁	H14.4.12 和解	死亡した男性の相続人5名	輸入販売会社(韓国製)	2,860万円	本件車いすを運転して自宅前を走行中、何らかの異常が発生して加速し暴走してブロック塀に激突、脳挫傷、急性硬膜下血腫、外傷性クモ膜下出血、頭蓋骨折折により死亡した。

製造物責任法と企業のリスクマネジメント

事件名	提訴	判決和解	原告	被告	訴訟額	事件概要（原告主張）
36. カップめん異物混入腹痛下痢等事件	H12.6.6 和歌山地裁 御坊支部	H12.12.25 和解	カップめんを食べた男性	カップめん製造会社	99万円	カップめんに混入した異物によって体調をくずし、製造会社が調査したところゴキブリの卵と判明。病院にて精密検査の過程でインフルエンザにかかるなどの被害を受けた。
37. カラオケ店立体駐車場脳挫傷死亡事件	H12.8.16 福岡地裁 小倉支部	H14.10.29 判決 確定 (判時1808号 90頁)	カラオケボックス経営会社	立体駐車装置製造販売会社	4,100万円 認容額 1,392万円 (債務不履行責任を肯定。製造物責任については判断せず)	カラオケ店の客が、エレベーター方式立体駐車装置のバレット上に車を停止させ構内から出る前に、カラオケ店従業員が装置を動作させたため、転倒し脳挫傷により死亡した。
38. 給食食器破片視力低下第2事件	H12.8.10 奈良地裁	H15.10.8 判決 確定 (判時1840号 49頁)	眼を負傷した女兒(8歳)	食器製造会社 2社, 国(国 賠法)	1,440万円 認容額 1,037万円	当時、小学3年生の女兒が、給食食器を片づける際、教室の床に落とした硬質ガラス製ボウルの破片を右眼に受け角膜裂傷、外傷性白内障などの傷を被り、視力が0.1まで低下した。
39. 中古車出火焼損事件	H12.9.20 大阪地裁	H14.9.24 判決 請求棄却 確定 (判タ1129号 174頁)	中古車を運転していた男性、同乗者	自動車製造販売会社	862万円	社用に使用していた中古車を運転中、突然車高が下がったため路肩に停止させたところ出火し焼損した。
40. ピアノ防虫防錆剤液状化事件	H12.12.13 東京地裁	H16.3.23 判決 確定	化成品加工販売会社	医薬品化成品製造会社	498万円 認容額 241万円	アップライトピアノ内部に吊り下げて使用する防虫・防錆剤が液状化しピアノ内部を損傷し、クレーム処理のために多額の費用を要した。
41. 缶入り野菜ジュース下痢症状事件	H13.1.26 神戸地裁 H14.11.28 大阪高裁	H14.11.20 判決 請求棄却 H15.5.16 控訴棄却 確定	缶入り野菜ジュースを飲んだ家族3人	缶入り野菜飲料製造会社	660万円	夕食後、家族3人が缶入り野菜ジュースを飲んだところ、カビらしい異物があったため気分が悪くなり、下痢症状が数日続いた。
42. 食肉自動解凍装置バリ付着事件	H13.4.11 さいたま地裁 H15.11.12 東京高裁	H15.10.31 判決 請求棄却 H16.10.12 判決 (判時1912号 20頁) H17.5.16 不受理決定	食品機械設計製作会社	ボンブ製作会社、バルブ製作会社	3億4,661万円 認容額 1,916万円	食肉自動解凍装置を製作し食品会社に納入したところ、解凍食肉に装置の金属異物が付着したため食品会社から損害金の請求を受けたが、被告らが製作した汎用品であるボンブ、バルブのバリが原因である。
43. ガラスコーティング剤白濁事件	H13.5.16 東京地裁	H15.9.4 判決 請求棄却 確定	自動車用品販売会社	工業薬品輸入会社	1億6,550万円	遮熱・断熱効果のあるガラスコーティング剤を塗布するとガラスが白濁する現象が発生した。

神戸学院法学 第38巻第3・4号

事件名	提訴	判決和解	原告	被告	訴訟額	事件概要（原告主張）
44. 骨接合プレート折損事件	H13.6.8 神戸地裁	H15.11.27 判決 請求棄却 確定	手術を受けた男性	医療関連商品製造販売会社	378万円	骨折した左上に腕骨に上肢用プレートを装着する骨接合手術を受けたが、プレートに金属疲労が発生し折損したため再度の手術を余儀なくされた。 ※（参加人である病院は原告との間および被告との間において損害賠償の債務がないことの確認を求めた。原告は参加人に対して診療契約の債務不履行に基づく損害賠償を請求した。）
45. パチスロ機電源火災事件	H13.6.8 東京地裁 H17.2.16 東京高裁	H13.6.8 判決 請求棄却 H18.1.18 判決 控訴棄却 確定	遊技機器製造販売会社	電源製造会社、 電源製造供給会社、 電源納入会社	61億4,774万円	パチスロ機の改良に伴い電流量の大きな特注電源に変更したところパチスロ機が焼損する火災事故が発生したのは製造仕様に欠陥があった。
46. 自動車用燃料添加剤エンジン不調事件	H13.6.13 甲府地裁 H14.9.30 東京高裁	H14.9.17 判決 H15.2.18 和解	軽自動車所有者	電子材料セラミックス製造販売会社	20万円 認容額 20万円	自動車燃料添加剤を使用したところエンジン不調などの故障が生じエンジン、燃料タンクの交換が必要になった。
47. イシガキダイ料理食中毒事件	H13.6.19 東京地裁 H14.12.24 東京高裁	H14.12.13 判決 （判時1805号14頁、判タ1109号285頁） H17.1.26 判決 確定	食中毒を発症した8名	割烹料亭経営者	3,372万円 認容額 1,216万円 認容額 1,318万円	料亭で料理されたイシガキダイに含まれていたシガテラ毒素が原因で食中毒に罹患し、手足の感覚異常等の症状が生じた。
48. カーオーディオスイッチ設計欠陥事件	H13.6.26 東京地裁 H15.8.11 東京高裁	H15.7.31 判決 （判時1842号84頁） H16.4.13 和解	音響機器製造販売会社	電化機器機械部品製造販売会社	5,729万円 認容額 5,705万円	カーオーディオスイッチの不良で自動車のバッテリーが上がるなどの事故が多発し、その対応のため損害を被った。
49. 低脂肪乳等食中毒事件	H13.7.12 大阪地裁	H15.8.22 和解（4家族8名の和解） H18.9.26 和解	食中毒を発症した5家族9名	乳製品製造会社	6,614万円	低脂肪乳等を飲むなどして下痢などの食中毒症状を発症し、中には心的外傷後ストレス障害（PTSD）に陥るなど精神的苦痛を被った。
50. 車両噴射ポンプ欠陥衝突事件	H13.9.27 札幌地裁 H14.12.6 札幌高裁	H14.11.22 判決 （判時1824号90頁） H15.3.17 和解	乗車していた夫婦	自動車製造会社、販売会社	1,554万円 認容額 228万円	当該車運転中、先行車の追い越しを行ったところ、アクセルレバーが全開となったため安定性を失い対向車と衝突した。
51. 外国製高級車発火炎上事件	H13.11.14 東京地裁 H15.6.11 東京高裁	H15.5.28 判決 （判時1835号94頁） H15.10.30 控訴棄却 確定	乗車していた男性、自動車を所有する医療法人	自動車輸入会社、自動車販売会社	1億2,332万円 認容額 1,327万円	リコール2回を含む8回の修理を受けた外国製最高級車で首都高速道路を走行中、オイル漏れのためエンジンルームから発火し炎上したため、心的外傷後ストレス障害を負った。

製造物責任法と企業のリスクマネジメント

事件名	提訴	判決和解	原告	被告	訴訟額	事件概要（原告主張）
52. 人口呼吸器換気不全死亡事件①	H13.12.26 東京地裁 H15.3.24 東京高裁 地方自治体控訴 H15.3.26 輸入販売会社控訴 H15.4.2 医療器具製造会社控訴	H15.3.20 判決 (判時1846号 62頁, 判タ 1133号97頁) H16.2.2 和解	死亡した男 児の両親	医療器具製造 会社, 輸入販 売会社, 地方 自治体	8,203万円 認容額 5,062万円	病院で気管チューブと人工 呼吸器接続チューブとのコ ネクター部分の整合性がと られておらず, 生後3ヶ月 の乳児が換気不能により死 亡した。
53. 骨折固定 体内釘折 損事件	H14.2.20 津地裁	H14.4.4 和解	手術を受け た男性	医療用具製造 輸入販売会社	273万円	左上腕骨幹部骨折部の骨 折固定手術を行った際, 使 用した体内釘が就寝中に体 内で破損したため再入院手 術を余儀なくされた。
54. トラック 火災積荷 焼失事件	H14.2.21 静岡地裁	H18.12.20 判決 請求棄却 確定	塗装工事会 社	自動車製造会 社	386万円	高速道路を走行中, トラッ クが炎上し積荷が焼失した。
55. 人工呼吸 器換気不 全死亡事 件②	H14.2.22 東京地裁	H16.2.23 和解	死亡した男 児の両親	医療器具製造 輸入販売会社, 地方自治体	8,203万円	都立病院で気管チューブと 人工呼吸器接続チューブと のネクター部分が整合性 がとられておらず, 生後10 ヶ月の乳児が換気不能によ り死亡した。
56. レンジつ まみ過熱 事件	H14.3.1 大阪地裁	H15.4.16 判決 確定	主婦	住宅設備会社	880万円 認容額 110万円	外国製電子レンジの金属性 つまみが過熱するため, や けどの危険性があり, また, 取扱説明書にも警告が表示 されていなかった。
57. 自動車ギ ア発火炎 上事件	H14.4.22 鹿児島地裁 H17.11.8 福岡高裁 宮崎支部	H17.10.26 判決 H18.5.24 和解	乗車してい た男性	自動車製造会 社, 自動車販 売修理会社, 自動車整備会 社	299万円 認容額 209万円 (製造物責 任は否定)	自動車販売会社がタイヤ交 換の注意義務を怠ったため 高速道路運転中に後部ギア 付近から出火, 炎上した。
58. 幼児用自 転車バリ 裂挫傷事 件	H14.6.6 広島地裁	H16.7.6 判決 確定 (判時1868号 101頁)	けがをした 女兒	自転車製造会 社	315万円 認容額 122万円	幼児用自転車に乗っていた 女兒がペダル軸の根元から 飛び出していた針状の金属片 により膝窩部裂挫症の傷害 を負い傷跡が残った。
59. フラワー スタンド 先端飾部 分失明事 件	H14.6.17 盛岡地裁	H14.12.2 和解	失明した主 婦	家具製造販売 会社	2,195万円	義妹から贈られたフラワー スタンドを移動させた際, 先端の飾り部分が抜け, 左 眼に刺さり失明した。
60. 輸入漢方 薬腎不全 事件②	H14.7.8 名古屋地裁	H16.4.9 判決 確定 (判時1869号 61頁)	主婦	漢方薬輸入販 売会社 (No. 17に同じ)	6,024万円 認容額 3,336万円	冷性用の治療のため, 婦人 科医の処方により漢方薬を 2年間服用したところ, 腎 機能障害により人工透析が 必要になった。

神戸学院法学 第38巻第3・4号

事件名	提訴	判決和解	原告	被告	訴訟額	事件概要（原告主張）
61. 電気スト ーブ化学 物質過敏 症事件	H14.7.14 東京地裁 H17.4.7 東京高裁 H18.9.14 上告受理 申立	H17.3.24 判決 請求棄却 （判時1921号 96頁） H18.8.31 判決 H19.3.1 不受理決定	過敏症にな った男性、 両親	大手スーパー	5億円 認容額 554万円 （製造物責 任は否定）	電気ストーブから有害化学 物質が発生したため中枢神 経機能障害、自律神経機能 障害を発症し化学物質過敏 症になった。
62. クレーン 船冷蔵庫 炎上事件	H14.7.23 佐賀地裁 武雄支部	H16.5.11 和解	クレーン船 所有会社	ガス冷蔵庫製 造会社	2,444万円	クレーン船搭載のガス冷蔵 庫から火災が発生し、当該 船の住居区画が焼損した。
63. トレーラ ータイヤ 直撃死亡 事件	H15.3.5 横浜地裁 H18.4.18 東京高裁 H19.5.22 上告受理 申立	H18.4.18 判決 （トレーラ ー所有会社とは H17.2.22 裁判上和解） H19.2.27 判決 控訴棄却 H19.9.20 不受理決定	死亡した主 婦の母親	トレーラー所 有会社、製造 会社、国	1億6,550 万円 認容額 550万円 認容額 550万円	走行中の大型トレーラーか ら外れたタイヤが歩行中の 主婦にあたり死亡した。
64. レース用 自転車支 柱折損四 肢不全麻 痺事件	H15.3.26 新潟地裁		けがをした 男性	自転車製造会 社	2億1,388 万円	オーダーメイドで購入した ロードレース用自転車のフ ロントフォークが突然折れ、 転倒したため四肢に麻痺等 が残った。
65. 無許可添 加物混入 健康食品 慰謝料請 求事件	①H15.4.2 ②H15.4.14 大阪地裁 H15.4.30 ①②併合 H17.1.20 大阪高裁 原告控訴 H17.1.25 被告控訴	H17.1.12 判決 （消費者法ニ ュース63号 119頁） H17.10.14 判決 控訴棄却 確定	健康食品購 入者	健康食品販売 会社（表示上 の製造業者）、 同通信販売会 社	①42万円 ②43万円 認容額 ①2万円 ②2万円	国内では認可されていない 食品添加物が混入した健康 食品を摂取して精神的苦痛 を受けた。
66. 節電器出 火製材工 場焼失事 件	H15.4.7 盛岡地裁 二戸支部 H15.7.24 東京地裁 移送	H18.3.30 和解	節電器購入 会社	節電器販売会 社、設置工事 会社、製造会 社	2,750万円	製材工場の変電所に設置し た節電器付近より出火し工 場の大半を焼失した。
67. 輸入馬肉 O-157 事件	H15.4.10 東京地裁	H16.8.31 判決 請求棄却 確定 （判時1891号 96頁）	畜産物販売 会社、食肉 加工販売会 社	畜産物輸出入 会社	5億4,235 万円	カナダ産馬肉を加工し製造 した馬刺の一部にO-157 （腸管出血性大腸菌）が感 染していたため、回収、廃 棄、謝罪広告の掲載等の損 害を受けた。
68. 接着剤化 学物質回 収事件	H15.5.29 東京地裁 H17.8.2 東京高裁	H17.7.19 判決 請求棄却 （判時1976号 76頁） H18.1.19 判決 控訴棄却 確定	工業用製品 製造販売会 社	化学製品製造 販売会社	1億389 万円	日本国内にて流通後、海外 に輸出後、再び輸入された 接着剤原液に行政取締法規 によって使用が制限されて いる化学物質が含有されて いたため、製造した接着剤 の販売中止、回収を余儀なく された。

製造物責任法と企業のリスクマネジメント

事件名	提訴	判決和解	原告	被告	訴訟額	事件概要（原告主張）
69. 24時間風呂死亡事件	H15.8.5 東京地裁	H17.12.20 和解	死亡した女 児の遺族	24時間風呂 製造会社	1億99 万円	祖父の家の浴室に設置されて いた24時間風呂の吸水口 (吸込口)に、入浴中の女 児の髪が吸い込まれ溺死し た。
70. 轟音玉爆 発手指欠 損事件	H15.9.8 東京地裁 H16.3.25 東京高裁	H16.3.25 判決 H17.1.13 判決 確定	障害を負っ た男性	火薬製造販売 会社	6,912万円 請求額 376万円 (過失相殺 9割) 認容額 405万円	動物駆逐用火口に点火し投 げようとしたところ掌中で 爆発したため右手指3本が その用を廃し聴力障害に陥 った。
71. 折りたた み自転車 転倒傷害 事件	①H15.10.14 ②H15.12.8 千葉地裁 ①②併合 併合日不明	H17.1.13 判決 請求棄却 確定	傷害を負っ た妻、その 夫	折りたたみ自 転車製造会社	211万円	折りたたみ自転車に乗車中、 前輪がずれハンドルがとら れたため転倒し傷害を負っ た。
72. チャイル ドシート 着用乳児 死亡事件	H15.11.19 広島地裁 三次支部	H19.2.19 判決 確定	死亡した乳 児の両親	チャイルド シート製造販 売会社、加害 者の相続人5 名	1億4,741 円 認容額 5,724万円 (製造物責 任について は請求棄却。 相続人の賠 償責任を認 容)	反対車線を走行してきた車 両に衝突され、後部座席に 乗車中の幼児に着用させて いたシートベルトの肩ベル トが外れたため投げ出され 死亡した。
73. デジタル カメラ欠 陥事件	H16.1.28 横浜地裁	H17.6.27 和解	カメラを購 入した男性	カメラ製造会 社	489万円	デジタルカメラの欠陥によ り、海外旅行中に撮影した 489枚の写真すべてが不良 となり、修正には1枚に付 き1万円の費用を要する。
74. 新築分譲 マンション シック ハウス症 発症事件	H16.1.29 大阪地裁	H18.9.11 和解	マンション 入居20世帯 (46人)	マンション設 計施工会社、 販売会社、部 材製造納品会 社	3億607 万円	マンションに納入された内 装床ユニットがホルムアル デヒド等化学物質を放散し たため入居者がシックハウ ス症に罹患した。
75. ポンプ欠 陥係留船 沈没事件	H16.2.6 東京地裁	H17.8.26 判決 確定	回漕会社代 表者	ポンプ製造会 社	499万円 認容額 399万円	係留船にたまった雨水等の 排水目的で設置したポンプ が作動しなかったために沈 没し引き揚げ費用等が発生 した。
76. 腹部エス テ施術者 色素沈着 事件	H16.3.8 岡山地裁	H17.10.26 判決 確定	エステ施術 を受けた主 婦	美容器具製造 販売会社	230万円 認容額 30万円	美容器具を使用した腹部エ ステ施術を受けたところ、 水ぶくれの状態となり、そ の後リング状の色素沈着が 残った。
77. 家具転倒 頭蓋骨骨 折事件	H16.5.28 東京地裁	H17.8.22 和解	傷害を負っ た女兒、両 親	家具製造販売 会社	147万円	サイドボードの下から3段 目の引出しを開け、衣類を 取ろうとしたところサイド ボードが倒れたため下敷き となり頭蓋内骨折、脳内出 血等の傷害を負った。
78. 介護ベッ ト胸腹部 圧迫死亡 事件	H16.6.30 京都地裁 H19.2.23 大阪高裁	H19.2.13 判決 請求棄却 H19.9.21 和解	死亡した女 性の遺族	ベット製造会 社、介護保険 居宅介護支援 事業者、介護 保険福祉用具 貸与事業者	8,637万円	使用していた介護ベットの 背もたれを上げると胸腹部 を圧迫するため、呼吸障害 をおこし要介護状態の女性 の死期を早めた。

神戸学院法学 第38巻第3・4号

事件名	提訴	判決和解	原告	被告	訴訟額	事件概要（原告主張）
79. 肺がん治療薬死亡事件①	H16.7.15 大阪地裁		死亡した男性（69歳）の遺族	国、薬製造輸入販売会社	3,300万円	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用（間質性肺炎）により死亡した。
80. 健康食品呼吸器機能障害事件	H16.7.21 鹿児島地裁川内支部		手術を受けた女性	健康食品製造会社、健康食品販売会社、原材料生産者	7,488万円	アマメシバを原料とする健康食品を摂取したところ、閉塞性細気管支炎を発症し病院にて治療したが生体肺移植を受けた。
81. 健康食品呼吸器機能障害事件	H16.8.23 名古屋地裁 H19.12.10 名古屋高裁	H17.12.16 名称使用承諾者に対して分離後の判決（訴えを却下） H19.11.30 判決（判時2001号69頁）	身体障害者となった女性2人	健康食品製造販売輸出入会社、健康食品販売会社、雑誌発行会社、名称使用承諾者（外国在住）No.80被告とは異なる。	1億886万円 認容額 7,621万円	雑誌において特集、宣伝されたアマメシバを摂取したことにより閉塞性細気管支炎、慢性呼吸不全による呼吸器機能障害として内部障害3級と認定された。
82. 自動車制御不能衝突事件	H16.8.31 東京地裁 H18.11.10 東京高裁	H18.10.27 判決 請求棄却 H19.7.18 判決 控訴棄却 確定	乗車していた夫婦	自動車輸入販売会社、自動車販売整備会社	693万円	パワーステアリング・ポンプ交換の改善対策がされていなかったため、高速道路運転中通常の運転操作を行っていたにもかかわらず制御不能となりガードレールに衝突した。
83. 焼却炉燃焼爆発工場全焼事件	H16.9.9 富山地裁 H18.1.5 名古屋高裁金沢支部	H17.12.20 判決 H19.7.18 判決 控訴棄却 確定	木製サッシ製造販売会社、作業員	焼却炉製造販売会社	2,000万円 認容額 2,000万円	焼却作業中に焼却炉の灰出し口の扉を開いたところ、燃焼爆発により火の粉が飛散したため工場が全焼し、作業員が火傷を負った。
84. 軽乗用車出火焼損事件	H16.9.11 名古屋地裁	H18.2.24 判決 請求棄却 確定	軽乗用車所有者である女性の夫、子供	自動車製造会社	106万円	タオル様の異物が、車体下部から軽乗用車のエンジンルーム内に入り込んだため、走行中に出火、焼損した。（軽乗用車の所有者であり原告であった女性は訴訟係属中に死亡したため、その夫が承継した。）
85. システムバス発火建物焼損事件	H16.10.8 長野地裁松本支部 H19.4.11 東京高裁	H19.3.28 判決 請求棄却 H19.9.26 判決 控訴棄却 確定	システムバスを購入した男性	住宅設備機器製造販売会社	2,721万円	自宅に設置したシステムバスから発火し建物や家財道具が焼損した。
86. 肺がん治療薬死亡事件②	H16.11.25 東京地裁		死亡した女性（31歳）の遺族	国、薬製造輸入販売会社	3,850万円	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用（間質性肺炎）により死亡した。
87. 焼肉店ダクト低温発火事件	H16.12.8 大阪地裁	H18.10.20 判決 請求棄却 確定 （判時1982号125頁）	損害保険会社	厨房機器類製造販売会社	6,741万円	損害保険会社が保険契約をしていた焼肉店の火災は無煙ロースターの廃棄ダクトに断熱材がまかれていなかったためによるダクトに接する根太の低温発火であるとして、焼肉店に代行して提訴した。

製造物責任法と企業のリスクマネジメント

事件名	提訴	判決和解	原告	被告	訴訟額	事件概要（原告主張）
88. 光モジュール出力劣化事件	H16. 12. 24 東京地裁	H18. 4. 4 判決 （日本国裁判所の管轄であることを認容した中間判決）	電子通信装置製造販売会社	アメリカ合衆国テラウエア州法人、台湾法人	5億4,911万円	光モジュールに搭載されているレーザーダイオードの活性層に欠陥があり、光出力劣化を生じ、保証された品質が備えられていなかったため、製品の交換を余儀なくされ損害を被った。
89. 消防車昇降機落下死亡傷害事件	H16. 12. 27 福島地裁郡山支部	H19. 7. 3 和解	地方広域消防組合	消防ポンプ製造会社	4,057万円	消防車昇降機の清掃点検をしていたところ滑車の止め輪が突然外れ脱落したためワイヤーが切断し昇降機が落下、搭乗していた消防士の1人が死亡、1人が重症を負った。
90. 折りたたみ足場台脚部座屈傷害事件	H17. 1. 26 京都地裁 H18. 12. 15 大阪高裁 H19. 9. 12 上告受理申立	H18. 11. 30 判決 （判時1971号146頁） H19. 8. 30 判決 H20. 1. 31 不受理決定	傷害を負った男性	折りたたみ足場台製造会社、販売会社	149万円 認容額 149万円 認容額 189万円	折りたたみ足場台の上に立って修理作業をしていたところ、突然足場台脚部最下段の棧が座屈したため転落し、外傷性気胸及び肋骨骨折の傷害を負った。
91. 死亡事故後リコール判明事件	H17. 1. 31 東京地裁		死亡した夫婦の遺族	自動車製造会社、自動車輸入会社、自動車販売会社	3億6,086万円	自動車で走行中、制御不能状態になり対向してきた車両と正面衝突し、乗車していた夫婦が死亡し2歳の男児が傷害を負った。
92. 工作機械出火焼損事件	H17. 2. 23 東京地裁	H19. 2. 5 判決 請求棄却確定 （判時1970号60頁）	金型製造販売会社	工作機械製造販売会社	4,944万円	無人工場内で、コンピュータープログラムによる自動運転中の工作機械から出火、工場の天井、内壁、工作機械、備品機械等を焼損した。
93. 肺がん治療薬死亡事件③	H17. 3. 7 大阪地裁		死亡した男性（77歳）の遺族	国、薬製造輸入販売会社	3,300万円	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用（間質性肺炎）により死亡した。
94. 肺がん治療薬死亡事件④	H17. 4. 25 大阪地裁		死亡した男性（48歳）の遺族	国、薬製造輸入販売会社	3,300万円	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用（間質性肺炎）により死亡した。
95. 携帯電話低温やけど事件	H17. 6. 2 仙台地裁 H19. 7. 18 仙台高裁	H19. 7. 10 判決 請求棄却	やけどを負った男性	携帯電話製造会社	224万円	携帯電話をズボン前面ポケット内に入れて、使用していたところ、大腿部にやけどを負った。
96. ロースかつ食中毒事件	H17. 6. 29 名古屋簡裁	H17. 11. 29 判決 請求棄却確定	かつを食べた男性	惣菜製造販売店	30万円	食品惣菜店で購入したロースかつを食べたところ、腹痛、発熱に見舞われ、通院治療が必要になった。
97. 原材料金属片混入商品回収事件	H17. 7. 27 甲府地裁 H17. 9. 12 東京地裁移送		和洋菓子等製造販売会社	乳製品製造販売会社	6億241万円	製造工程で使用されていたフィルターの金属片が混入していたバターが納入されたため、それを原材料にして製造販売した菓子の回収、廃棄を行った。

神戸学院法学 第38巻第3・4号

事件名	提訴	判決和解	原告	被告	訴訟額	事件概要(原告主張)
98. 肺がん治療薬副作用事件	H17.7.29 大阪地裁		抗がん剤を服用した男性	国, 薬製造輸入販売会社	550万円	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(間質性肺炎)により咳と高熱が続き、一時的に呼吸ができない状態に陥った。
99. 消防車昇降機落下死亡事件	H17.7.29 福島地裁 郡山支部	H19.7.3 和解	死亡した消防士の子供4人	消防ポンプ製造会社(No.89に同じ)	9,868万円	消防車昇降機の清掃点検をしていたところ、消車の止め輪が突然外れ脱落したため、ワイヤーが切断し昇降機が落下、搭乗していた消防士の1人が死亡した。
100. 電気ストーブ化学物質過敏症別訴事件	H17.8.5 東京地裁	H20.8.29 判決	過敏症になった男性、両親(No.61と同じ原告)	電気ストーブ輸入販売会社	1億円	電気ストーブから有害化学物質が発生したため中枢神経機能障害、自律神経機能障害を発症し化学物質過敏症になった。
101. 軽貨物車燃料ホースクラック出火事件	H17.11.30 東京地裁	H19.4.24 判決	運送会社	自動車製造会社	300万円 認容額 30万円	軽貨物自動車を運転中、高圧側燃料ホース内に大規模なクラックが生じ、噴出した燃料に引火したためエンジンルーム付近から出火、車両が滅失した。
102. カプセル玩具誤飲高度後遺障害事件	H18.1.17 鹿児島地裁 H20.6.3 福岡高裁	H20.5.20 判決	低酸素脳症を負った男児、両親	玩具等製造販売会社	1億798万円 認容額 2,626万円	内部に人形等が入っているプラスチック製球状カプセルを2歳10ヶ月の男児が飲み込み、低酸素状態となり脳に重度の後遺症が残った。
103. ヘアマニキュア脱毛事件	H18.3.2 奈良地裁	H20.2.14 判決 請求棄却 確定	脱毛した男性	ヘアマニキュア製造会社	441万円	ヘアマニキュア(酸性染毛剤)を2度目に使用したところ、顔の腫れ、頭皮のかぶれ、身体の湿疹等が生じ、頭髮、眉毛が脱毛した。
104. おしゃぶり歯列等異常事件	H18.5.31 東京地裁	H20.3.21 和解	反対咬合になった女児、母親	ベビー用品販売会社	1,001万円	生後2ヶ月から4歳頃までおしゃぶりを使用したところ、舌突出癖、口呼吸、顎顔面変形がみられ、発音の発達が遅れた。
105. ヘリコプターエンジン出力停止墜落事件	H18.6.9 東京地裁		国	航空機等製造会社	2億8,073万円	対戦車ヘリコプターがホバリング状態から突然エンジン出力を失ったため、7.5メートルの高さから墜落し、機体下部等を損壊、乗員2人が重傷を負った。
106. 鎌(農具)失明事件	H19.2.15 名古屋地裁		失明した女性	農具製造会社	5,736万円	小石の混じる土地も掘り起こすことができるとされた鎌を使用したところ、鎌の鉄片が左眼に入り失明した。
107. こんにゃく入りゼリー7歳児死亡事件	H19.6.15 名古屋地裁	H20.9.5 和解	死亡した男児の両親	和洋菓子製造販売会社, 地方自治体(国賠法)	7,482万円	学童保育所でおやつに出されたこんにゃく入りゼリーを食べたところ気道に詰まらせ死亡した。
108. パソコンバッテリー発火火傷事件	H19.7.14 大阪地裁	H20.4.2 和解	パソコンを購入した夫婦	パソコン輸入販売会社, 電池製造会社	202万円	パソコンバッテリーから白煙、炎が噴出したため、マットにくるみ屋外に運び出したが、指に火傷を負い、精神的不安定になった。

製造物責任法と企業のリスクマネジメント

事件名	提訴	判決和解	原告	被告	訴訟額	事件概要（原告主張）
109. 電気温水器ニッケル漏出湿疹事件	H20. 8. 22 京都地裁		電気温水器を設置していた設計事務所	電気機械製造販売会社	174万円	電気温水器を経由する温水をコーヒーやお茶として継続して喫食していたところ、身体に湿疹様の炎症、掻痒感が生じ、使用していた電気ポット等が黒ずむなど水道水における厚労省の水質管理目標の33倍にも達するニッケルが温水に含まれていた。

注：上記訴訟一覧は、国民生活センター相談部が2008年9月16日までに提訴を把握したものから作成。

出所：独立行政法人国民生活センター編『消費生活年報2008』188～198頁（国民生活センター，2008年）および同センター「製品関連事故に係る消費生活相談と製造物責任法に基づく訴訟の動向」（2008年10月23日付記者説明会資料）。